

フィリピン 会計・税務
ハンドブック
2018年版

*This business guide
is specially prepared
for the benefit of
investors from
Japan*

2018



***This Guide was
specially prepared
for the benefit of
potential, as well as
existing, investors
whom we consider
major business
partners in shaping
the future of the
Philippine economy.***

© 2018 Isla Lipana & Co. All rights reserved.

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 158 countries with more than 236,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com.

PwC refers to the PwC network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

Accounting and Tax guide in the Philippines

A business guide
2018 edition

はじめに

本ハンドブックは、フィリピンで事業を行われている日系企業の皆さまが会計及び税務でお困りの際に手軽にご参照頂けるよう、フィリピンの会計及び税務の一般的なルール及び最新のトピック等を纏めています。また、フィリピン進出を検討している日本企業の皆さまに向け、フィリピン政府の外国投資に対する方針、フィリピンにおける法人設立の概要、各種優遇措置等についての基本情報も併せて記載しています。

私共Isla Lipana & Co. (イスラ・リパナ・アンド・カンパニー) は、国際的会計事務所であるPwC (プライスウォーターハウスクーパース) のフィリピンにおけるメンバーファームとして、皆さまのビジネスにとり有用な様々な情報の発信を行っています。フィリピンの主要な会計事務所のなかで最古の歴史を誇る当ファームは、1922年の設立から95年にわたり、監査、税務、アドバイザリーを中心とした分野において、グローバルな視点からプロフェッショナルアドバイスを提供して参りました。本ハンドブックが皆さまのフィリピンビジネス成功の一助となれば幸いです。

なお、本ハンドブックは、2018年3月時点で入手可能な情報に基づいており、また、各種制度の概要を紹介することを主眼として作成しています。法を実際に適用する際の影響は、個別の事実や前提により異なってくる可能性があるため、実際に何らかの行動を起こされる際には、事前に必ずプロフェッショナルからのアドバイスを受けて頂きますようお願い申し上げます。

PwCフィリピン

日系企業部

2018年3月

Isla Lipana & Co., the Philippine member firm of the PwC global network

29th Floor Philamlife Tower

8767 Paseo de Roxas

Makati City 1226

Philippines

Telephone: [63] (2) 845 2728

Contents

フィリピンにおける会計	1
1. 財務報告基準	1
2. IFRSの主要論点	1
3. 会計期間	4
4. 監査制度	5
5. 会計書類	5
フィリピンにおける税務	6
1. フィリピンにおける主な租税の種類	6
2. 税法体系	6
3. 法人税	7
4. その他の国税	23
5. 地方税	27
6. 個人所得税	28
7. フィリピンにおける税務調査手続	32
フィリピン進出の概要	35
1. 外国投資に対する基本方針	35
2. 進出に際しての留意点	35
3. 証券取引委員会(SEC)	36
4. 内国歳入庁 (BIR)	40
5. PEZA (フィリピン経済区庁) 等の投資促進機関	40
6. フィリピン中央銀行 (BSP)	45
付録I 外国投資法に基づく第10次ネガティブリスト	47
付録II 税制改革法 第一弾	50

フィリピンにおける会計

1. 財務報告基準

フィリピンでは、欧州諸国と同時期の2005年よりIFRS (国際財務報告基準)と同等のPFRS (フィリピン財務報告基準) が適用されています。適用当初はIFRSとPFRS間で幾つか会計処理の差異も存在していましたが、その後、それらの差異も徐々に解消され、2018年3月現在、IFRSとPFRSの主要な差異はほぼなくなっており、両基準は実質的に同じ会計基準と捉えて差し支えありません。

また、会社規模等により中小企業の要件 (総資産3億5000万ペソ以下もしくは総負債2億5000万ペソ) を満たす場合は、PFRSの簡易版であるPFRS for SME (中小企業向けフィリピン財務報告基準) を適用することが求められて、開示内容が簡素化されることとなります。なお、中小企業にも満たないマイクロビジネスについては、税法基準等により財務諸表を作成することも容認されますが、進出日系企業に関していえば、ほぼ例外なくPFRSもしくはPFRS for SMEに準拠した財務諸表の作成が必要と考えられます。

2. IFRSの主要論点

a. 機能通貨 (IAS21号)

機能通貨とは

機能通貨とは、「企業が営業活動を行う主たる経営環境の通貨」と定義されており、企業が営業活動を測定する基準となる通貨であるため、外貨建取引は機能通貨により計上され、為替レートの変動を認識する場合も機能通貨を基準として行われます。IAS第21号では、機能通貨と表示通貨という概念を用いて、機能通貨以外での取引を外貨建取引としている一方、日本基準では機能通貨についての定めは特にありません。

機能通貨の決定方法

企業がどの通貨を機能通貨とするかは、取引価格を規定する経済圏の通貨（取引上の表示通貨及び決済通貨であることが多い）を基準にして、どの通貨が企業の業績を最も忠実に反映するかという点から決定します。具体的には、販売価格に主に影響を与える通貨や、商品やサービスを提供する際に発生する原価に主に影響を与える通貨などを主に考慮し、機能通貨を決定することになります。

機能通貨の申請及び変更手続き

法人の財務報告全般を管轄する証券取引委員会（SEC）はペソでの財務報告を基本としており、ペソ以外の外貨（USD、日本円等）を機能通貨とする場合、期末日から30日以内（会社立上げ時などの初回は45日以内）にSECへ変更申請を行う必要があります。機能通貨を外貨から別の外貨へ変更することも可能ですが、その場合も同様の申請手続きが求められます。

b. 有形固定資産

日本では有形固定資産の計上基準や耐用年数について税法上に詳細な規定があり、また、会計上も税法基準を用いることが容認されています。一方で、フィリピンにおいては日本の税法のような詳細な数値基準はなく、PFRS(IFRS)において計上基準や耐用年数は経営者の見積事項とされています。

PFRS (IFRS) 上、資産計上の数値基準は設けられていない

従って、有形固定資産の認識要件を満たすものは、原則的には金額の多寡に関わらず全て資産計上する必要があります。なお、有形固定資産を資産として認識する際の2要件は以下の通りです（資産認識の2要件－PAS16.7）。

1. 当該項目に関連する将来の経済的便益が企業に流入する可能性が高い。
2. 当該項目の取得原価を信頼性を持って測定できる。

一方で、上記要件を満たす場合に全て資産計上するのは現実的でないため、実務上は各社の実態に合わせて資産計上額を定め、また、その際には日本の親会社の方針に準じて決めているケースも多く見られます（e.g. 税法上の少額減価償却資産のルール）。

耐用年数について

- ・ PFRS (IFRS) 上、資産の耐用年数は企業によって利用可能であると期待される期間として決定することを求められ、企業は取得価額から残存価額を差し引いた額である償却可能価額を、耐用年数にわたって規則的な方法で償却します。
- ・ 耐用年数の決定に際しては様々な要素を考慮する必要がありますが、過去の実績（同種資産の使用期間実績）も重要な考慮事項の一つと考えられます。

c. 顧客との契約から生じる収益(PFRS 15)-2018年1月1日以後開始事業年度から適用

新収益認識基準の概要

新収益認識基準では、単一の包括的な収益認識モデルが適用されることになり、原則として、企業は顧客への約束した財またはサービスの移転を当該財またはサービスとの交換で権利を得ると見込んでいる対価を反映する金額で描写するように収益を認識しなければなりません。企業は、当収益認識基準を適用するために、以下の5つのステップによるアプローチに従います。

- ・ ステップ1 顧客との契約の識別
- ・ ステップ2 契約における履行義務の識別
- ・ ステップ3 取引価格の算定
- ・ ステップ4 取引価格の履行義務への配分
- ・ ステップ5 収益の認識

適用時期

2018年1月1日以後開始する事業年度より適用されます。つまり12月決算の企業の場合は2018年12月期、3月決算の企業の場合は2019年3月期より適用となります。

今後企業に求められる対応

PFRS15号は抽象的な内容であり、各企業においては、自社における会計基準変更の影響度合いを把握し、適切な対応を図ることが求められます。

d. 新リース会計基準(PFRS 16)-2019年1月1日以後開始事業年度から適用

新リース基準の概要

現行リース基準 (IAS 17) では、借手はリース取引をファイナンスリースとオペレーティングリースに区分し、オペレーティングリースに該当する場合、損益計算書でリース料を費用として認識する一方、貸借対照表上においてリースに係る資産及び負債を認識することはありませんでした。この点、2019年1月1日以降に適用となる新基準においては、オペレーティングリースについても、将来のリース料総額を反映するリース負債及びリースに係る「使用権資産」を貸借対照表上で認識することが求められています。

適用時期

2019年1月1日以後開始する事業年度より適用されます。つまり12月決算の企業の場合は2019年12月期、3月決算の企業の場合は2020年3月期より適用となります。

今後企業に求められる対応

企業はすべてのリース契約を識別し、使用権資産及びリース負債の測定値の算定に必要な情報を入手し、リースに係る新たな開示を作成するプロセスの導入も必要となります。

3. 会計期間

会計期間について、フィリピンでは暦年ベース (12月決算) が採用されているケースが多いですが、会計期間が12ヶ月となるその他の決算期 (例: 3月決算) を採用することも認められています。会社の決算日は付属定款で定められており、変更する場合には付属定款を変更するとともに、SECの承認、内国歳入庁 (BIR) の承認など、所定の手続きを要します。また、例えば、日本の親会社の決算期と統一するために会計期間を変更することも認められますが、一方で税法の規定により一課税期間は12ヶ月を超える事が出来ない為、決算期変更の場合は、一旦12ヶ月に満たない会計期間で決算書を作成し、税務申告手続を行う必要があります (税法上、15ヶ月決算は認められていません)。

4. 監査制度

SECの要求により、資本金が5万ペソ以上と比較的小規模な会社についても、独立会計士による法定監査が必要となっています。また、これとは別に税法の規定により、年間売上が300万ペソを超える会社は確定申告書に監査済み財務諸表を添付することが求められるため、進出日系企業はほぼ全て法定監査の対象になるものと考えられます。

5. 会計書類

a. 会計書類の提出

監査済み財務諸表は、法人税年次申告書とともに、BIRには決算日から4ヶ月目の15日まで（つまり105日以内）に、SECには120日以内（ただし、12月決算の会社については別途SECのガイドラインにより、SECへの登録番号もしくはSECライセンス番号の末尾ごとに提出スケジュールが定められている）に提出することが義務付けられています。なお、四半期や中間決算の報告義務はありません。

b. 保管期間

税法上で要求されている会計帳簿及びその証憑類の保管期間は3年間になります。これはBIRによる税務調査が過去3年遡って実施される事が背景にあります。その一方で粉飾や不正が発見された場合、10年間に遡って税務調査の対象になることが同じく税法上に定められており、この規定を根拠にBIRは2013年9月に会計書類の保管期間にかかる新ルール（RR No.17-2013）を公表しました。これにより、保管期間は従来の3年から10年に延長されています。具体的には税務申告の期限日から10年間もしくは提出が遅れた場合は提出日から10年間となります。

更に上記ルールを補足する形で2014年の7月に追加の歳入規則（RR No. 5-2014）が出され、最初の5年間については会計書類等の紙ベースでの保管、その後の5年については電子データ（DVD等）での保管も認められると規定されました。また同規則には、当該会計データを保存するシステムの管理・統制についての要求なども記載されています。

フィリピンにおける税務

1. フィリピンにおける主な租税の種類

租税の種類	国税	地方税
所得及び利得に関する税	法人所得税 個人所得税 キャピタルゲイン税	
取引に関する税	相続・贈与税 付加価値税 パーセンテージ税 物品税 印紙税	地方事業税 不動産取引税
資産に関する税		固定資産税

2. 税法体系

フィリピンの国税は内国歳入法 (National Internal Revenue Code) を基準法としています。これを補足、修正するものとして財務大臣が承認する歳入規則 (RR: Revenue Regulation) を始め、RMO (Revenue Memorandum Order) やRMC (Revenue Memorandum Circular) 等の税務通達がBIRから随時公表されています。また、個別の納税者からの特定の事例に関する質問に答える形でBIR Rulingという見解書が発行され、公式に運用されている点もその特徴です。

3. 法人税

a. 税法上の法人分類と課税対象

納税義務者の種類		課税対象所得
内国法人	フィリピンの法に基づき設立された法人のこと 日本の会社のフィリピン現地法人も該当する	<全世界所得> 課税年度中に取得した国内および国外源泉の全課税所得
居住外国法人	フィリピン国外の法に基づき設立され、フィリピン国内で事業を営んでいる法人のこと 日本など外国法人のフィリピン支店が該当	<フィリピン源泉所得> 課税年度中に取得した国内源泉所得
非居住外国法人	フィリピン国外の法に基づき設立され、フィリピン国内で事業を営まない（恒久的施設を有さない）法人のこと	<フィリピン源泉所得> 課税年度中に取得した国内源泉所得のうち利息、配当、賃貸料、ロイヤルティなどのみ

b. 課税年度

原則として暦年基準（12月決算）が採用されていますが、会社が規定した12ヶ月間からなる事業年度を課税年度とすることが認められています。但し、一課税期間は12ヶ月を超えることができません（15ヶ月決算は認められません）。従って、決算期を変更する場合は、一旦12ヶ月に満たない会計期間で決算書の作成と税務申告を行う必要があります。

c. 法人税率

課税所得に対して一律**30%**。

課税所得は、総所得から必要経費を差し引いた金額をいいます。総所得とは主に事業所得（売上高から売上返品、値引、割戻し及び売上原価を差し引いた金額）や事業用資産の売却益、利息などが含まれ、源泉分離課税課税所得（預金利息、受取配当金など）や別途申告を行う株式や投資不動産のキャピタルゲインは除外されます。

d. 損金に関する定め

課税期間中に生じた費用で、事業との直接的な関連性があり、且つ根拠証憑を適切に具備しているものは、税務上の費用（損金）に算入することが認められています。

- ・ 貿易、事業及び専門職能の開発、管理、オペレーション並びに実施の過程で支出され又は発生し、またはそれらに直接関連するもの
- ・ 実際に提供された個人の役務に対する給与、賃金その他の形態による報酬額（諸手当の金銭相当額総額を含む）
- ・ 営業その他の目的のために居住地を離れている間の国内・海外旅費
- ・ 事業に使用されている固定資産の賃借料その他類似の費用
- ・ 事業開発等に直接要する交際費で、財務省長官の規定する上限額を超えないもの
 - － 法律及び公序良俗に反する費用は除く
 - － 政府職員又は私企業に対する賄賂、リベートその他は損金算入不可
- ・ また、納税者には税法の求めにより実証義務が課せられており、領収書 (Official Receipt) その他の適切な記録をもって、下記の事項を証明しなければならないとされています。
 - － 事業等との直接の関連性
 - － 費用額の記載

e. 最低法人税制度 (Minimum Corporate Income Tax)

最低法人税とは、事業開始年度より4期目以降、正味課税所得がマイナスの場合、もしくは通常法人税額 (30%) がMCIT (最低法人税額) を下回る場合に課せられる税金のことです。赤字法人であっても納税義務が生じるのが特徴です。

- ・ MCITは、総所得 (Gross Income) を課税標準として2%の税率を乗じることにより計算されます。「総所得 (Gross Income)」とは、総収入 (≒売上) から売上返品、値引、割戻及び売上原価を差し引いた金額 です。
- ・ 通常の法人税額 (30%)とMCIT (総所得の2%) を比較していずれか高い金額を納付します。
- ・ 当該年度の通常の法人税額を上回る部分のMCITの税額は翌年度より3年間繰延べることができ、その間における通常の法人税額から控除することが認められます。なお、MCITそのものの相殺は認められません。

- ・ 最低法人税は、四半期ベースでの申告及び納付が義務付けられています（通常の法人所得税と同様）。通常法人税と最低法人税の比較は毎課税期間の最後に行われます

f. 繰越欠損金制度 (Net Operating Loss Carry Over)

- ・ 税務上の欠損金 (Net Operating Loss Carry Over 通称 “NOLCO”) は、発生翌事業年度以降3年間の繰越し、及び当該繰越期間中における課税所得との相殺が認められています。
- ・ 但し、会社所有者（株主）の大きな変動がない場合に限り相殺が認められています。すなわち、発行済株式の額面金額又は払込み資本金額の75%以上が同一の者又はその代理人により保有されていることが前提となります。
- ・ 法人税を免除されている会社、及び特別法により優遇税制を享受している会社 (5%総所得課税期間) で発生した欠損金は控除することができません。
- ・ なお、他国で見られる様な欠損金の繰戻しは認められていません。

g. 不当留保金課税制度 (Improperly Accumulated Earnings Tax)

不当留保金課税制度 (IAET) は、利益を配当する代りに留保することにより、株主に関する所得税回避目的で設立され又は利用される法人に適用されます。

- ・ 原則として、毎課税期間、企業内に不当に留保された課税所得に対して10%の税金が課せられる制度です。内国法人が当該法人への株主（個人）への課税を回避するために不当に多くの利益を留保することを防止するためのものとなります。これは、特に所有と経営が一致しているような同族会社において、大株主である社長（個人）に配当を行う場合、個人所得税が課せられることになり、法人内に利益を留保するインセンティブが生じるため、これに対処するための制度と言えます。
- ・ 利益の不当留保の明白な証拠：剰余金累計額が払込済資本を超えている場合、事業上の合理的な理由がない限り、利益の不当留保の明白な証拠となります。
- ・ 不当留保金課税の対象から除かれるケース
 - ・ 公的に所有された企業
 - ・ 銀行及びその他金融機関
 - ・ 保険会社

- ・ 経済特区に登録された企業等 (PEZA企業等)
- ・ 制度の趣旨が、同族会社の租税回避行為を防止することにあるため、日本の上場会社のフィリピン子会社が不当留保金課税の対象となるケースは実務的にはあまりないと考えられます。
- ・ なお、フィリピンでは過小資本に対して課税する税法ルールは現時点ではありません。

(フィリピン会社法第43条に基づく超過剰余金保持の禁止規定 - 参考情報)

不当留保金課税制度 (IAET) とは別の制度として、フィリピン会社法上、「株式会社は資本金を超える剰余金を保持することが禁止される」(会社法第43条後段)という規定が存在します。IAETと異なり、この規定はPEZA企業であっても免除はされず、また日本の親会社の100%子会社であっても適用されます。よって、SECの要求により、超過剰余金が存在する会社は、財務諸表の注記において超過剰余金の使途 (配当、拡張投資等) を開示しなければならず、これに従わない場合、罰金等のペナルティの対象となります。

h. 法人所得税の申告と納税期限

法人所得税の申告は日本と同様に「自己申告制度」であり、年次の確定申告の他、四半期毎の申告・納税が求められています。一般的に法人所得税の発生しない駐在員事務所であっても申告は必要になるので注意が必要です。また、BIRはeFPS(Electronics Filing and Payment System)と呼ばれる電子申告・納税制度を導入しており、一定基準以上の大企業は電子申告が義務付けられています。

法人税確定申告書	申告・納税期限
四半期申告書 (BIR Form 1702Q)	各四半期末より60日以内に提出 なお、四半期申告書には監査済み財務諸表の添付は要求されていない。
確定申告書 (BIR Form 1702)	事業年度の末日より数えて3ヶ月と15日以内に提出 (よって12月決算会社の場合は4月15日、3月決算会社の場合は7月15日が申告期限) その際、フィリピン財務報告基準 (PFRS) に準拠した監査済み財務諸表の添付が要求される。

2014年1月に出された歳入規則 (RR No.2-2014) により申告書式が一新されました。2013年度より適用されており、法人用については下記3種類の書式が存在します。

- 1) 1702-RT 通常の30%法人所得税率適用の法人・パートナーシップ・その他の非個人
- 2) 1702-EX 税法や特別法で法人税が免除されている法人・パートナーシップ・その他の非個人
- 3) 1702-MX 複数の法人税率対象またはPEZAやBOIの様な特別税率が適用されている法人・パートナーシップ、その他の非個人

i. 拡大源泉税 (Expanded Withholding Tax)

源泉徴収制度は、BIRの徴税実効性確保の観点から対象項目が幅広く設定されており、また、拡大源泉税の税率は項目により細かく分かれています。なお、2013年に出された歳入規則 (RR No. 12-2013) によって、源泉徴収者が源泉徴収を誤った場合、源泉税だけでなく、関連する費用項目の損金処理も認められなくなり、実務的に大きな影響を及ぼしていましたが、2018年1月に公表された RR No. 6-2018 において、RR No. 12-2013の撤回が発表されています。このため、納税者は仮に当初の源泉税申告に誤りがあっても、源泉税に関する追徴課税を支払えば、関連する費用項目の損金算入は認められることになります。

所得の支払の種類	源泉税率
賃借料 (年間PHP10,000を超える不動産、個人資産の賃借料や広告塔の賃借料)	5%
専門家報酬 (個人の場合) (弁護士等の専門家、社外取締役、経営者コンサルタントへの支払い)	専門家の総収入が PHP3m 以上の場合は10%、それ以下の場合は5% 但し、5%の場合、「受け取り」印のある公証された専門家の宣誓書を入手する必要がある。
専門家報酬 (非個人の場合) (弁護士等の専門家、社外取締役、経営者コンサルタントへの支払い)	専門家の総収入が PHP720,000 以上の場合は15%、それ以下の場合は10% 但し、10%の場合、「受け取り」印のある公証された専門家の宣誓書を入手する必要がある。

所得の支払の種類	源泉税率
建設料（一般的な建物の建築業者、特殊建築業者、他の建築業者への支払い）	2%
ブローカー料やコミッション（総コミッション、サービス料、保険、株、不動産、移民手続き、商業ブローカー）	10%
納税トップ2万社または大規模納税者（Large Taxpayers）、中規模納税者（Medium Taxpayers）等から国内業者へ物品やサービスの対価の支払い	物品購入の場合は1%、サービス対価の支払いは2%

拡大源泉税の申告と納税の期限

源泉税申告書	申告・納税期限
源泉税申告書 (BIR Form 1601EQ)	
月次	すべての課税対象四半期の最初の2ヶ月以内に控除された税金は、BIRフォーム0619Eを使い、源泉徴収の翌月10日後またはそれ以前に納税される（ただし電子申告納税システムを採用している場合は翌月15日後までに納税する）
四半期	課税対象となる四半期の第3月に控除された税金は、源泉徴収税が課された課税対象四半期の終了後の翌月末までにBIRフォーム1601EQ（または該当する四半期の源泉徴収税申告書）によって納税される

j. 最終源泉税 (Final Withholding Tax)

フィリピン法人が非居住外国法人へ配当等の所得の支払いをする場合、フィリピン法人が最終源泉税の源泉徴収義務者となります。また、税法上、最終源泉税の源泉徴収は「実際の支払日」、「支払期

日到来日」、「負債(費用)を未払計上した日」のいずれか早いタイミングで行う必要があります。

非居住外国法人に対する所得の支払い

非居住外国法人に対する一般的な所得支払の種類と日比租税条約適用後の軽減税率は以下の通りです。

所得の支払の種類	税法上の源泉税率	日比租税条約に基づく軽減税率
事業所得（支援サービスなど） *PEを有さない	30%	免税
外国ローンにおける 利子	20%	10%
配当金	30%	10% (or 15%)
ロイヤルティ	30%	10% (or 15%)
機械設備の使用料	7.5%	-
キャピタルゲイン	15%	免税
支店から本店への利益送金	15%	10%

配当、利子、ロイヤルティの3項目に係る租税条約適用申請ルールの簡素化について (Revenue Memorandum Order No. 8-2017)

フィリピンにおける租税条約の適用申請 (TTRA-Tax Treaty Relief Application) は、これまで非常に煩雑でした。特に2010年に出されたRMO No.72-2010 (租税条約適用申請ガイドライン) において、事前申請や必要書類に関する厳格なルールが運用されるようになって以降、申請企業にとってTTRAが大きな負担となっていました。加えて、BIRの国際租税課 (ITAD) に租税条約適用の申請を行った後もBIR内部での審査プロセスが遅々として進まず、BIRルーリング (個別裁定) の発行まで数年間かかるケースもあるなど税務当局における運用面でも多くの問題が生じていました。

BIRは、TTRAに関する各方面からの継続的な改善要望も踏まえ、2017年3月、従来のTTRA手続を改正するRMO No.8-2017 を公表しました。これにより、配当、利子、ロイヤルティの3所得項目に関してのみですが、従来のTTRA手続が大幅に簡素化されることとなります。RMO No.8-2017は2017年6月26日から有効となっています。ま

た、この通達の適用日(2017年6月26日)より前に上記3項目のTTRAをBIRに行った場合、租税条約に基づく軽減税率の使用ができますが、事後のコンプライアンスチェックの対象となります。なお、新通達でカバーされない事業所得やキャピタルゲイン等については、引き続きRMC No.72-2010に基づくTTRAが必要と考えられます。以下表では、新ルールと従来ルールの手続きを比較しています。

(租税条約の適用に関して新ルールと従来ルールとの主な違い)

項目	RMO No.8-2017 (新ルール)	RMO No.72-2010 (従来ルール)	備考
租税条約の適用を受けるにあたっての必要書類	CORTTフォームのPART I 及びPART II。 なお、非居住者等は、CORTTのPART I に代えて非居住者等の居住地国における税務当局所定の居住者証明を使用することも認められるが、その場合でも、CORTTのPART I のA、B及びC欄を記入して提出する必要がある。また、BIRのコメントではCORTT、或いは税務当局所定の居住者証明についてフィリピン大使館等での認証手続きは必要ないとのこと。	・ 所得受領者(非居住者等)の定款 ・ 所得受領者の居住地国の税務当局による居住者証明 ・ 特別委任状(Special Power of Attorney) ・ 所得受領者の事業拠点がフィリピンにないことの証明書 ・ 租税条約適用申請に関連する所得について、未解決の税務案件がないことの証明書、 ・ 等々、数多くの書類が要求され、更にITADが追加で求めてくる書類を提出する必要もあった。	左記の通り、新ルールでは、租税条約の恩典を受けるための必要書類が大幅に減っている。また、従来のRMO No.72-2010では、フィリピン国外で作成される書類(定款等)について、当該国のフィリピン大使館等での認証が求められていたため、手続きが非常に煩雑であった。

項目	RMO No.8-2017 (新ルール)	RMO No.72-2010 (従来ルール)	備考
必要書類の 提出先	BIR本庁のITAD及び RDO No. 39	BIR本庁のITAD	RDO No.39はケソン市にある非居住者等の情報を管轄する税務署
必要書類の 提出頻度	配当に関して、CORTTの有効期間は発効日から2年間とされている。但し、仮にその有効期間の間に別の配当を行う場合、所得支払者はアップデートした CORTTのPART IIを源泉税支払時から30日以内にITADとRDO No. 39に提出する必要がある。 また、利子及びロイヤルティについてはCORTTは契約書ごと有効とされている。一方、「Staggered Payment (契約期間内における利払い額等が均等でない支払)」が行われる場合、配当と同様にアップデートしたCORTTのPART IIの提出が利払等の都度、求められると考えられる。	配当を行う都度。また、利子、ロイヤルティに関しては契約内容にもよるが、基本的には一契約につき一度の提出で足りると考えられる。	従来は、配当を行う都度、定款や居住者証明の認証を経てフィリピン国外から取り寄せる必要があったため、非常に煩雑であった。 新ルールにおいても、CORTT或いはCORTTのPART IIの提出は求められるものの、従来ルールと比較すると、かなりの簡素化が図られているといえる。

項目	RMO No.8-2017 (新ルール)	RMO No.72-2010 (従来ルール)	備考
軽減税率適用のタイミング	所得受領者である非居住者等（例：日本の親会社）は、関連する所得が支払われる前（或いは所得支払者が未払計上を行う前）に、所得支払者に対し記入の完了したCORTTを提出する必要がある。このCORTTの提出をもって、所得支払者は配当、利子、ロイヤルティに係る租税条約に基づく軽減税率を使用して源泉を行うことができる。	従来ルールでは、取引前（最初の課税事象の発生前）までに必ずITADにTTRA申請する必要があるとされており、事前申請後は軽減税率の使用が認められていた。 一方で事前申請を怠った場合、租税条約の恩典を受けることができないという厳しいルールとなっていた。	
BIRルーリングについて	今回の通達で対象となっている配当、利子、ロイヤルティに関して、今後BIRルーリングが発行されることはない。	配当、利子、ロイヤルティのTTRAに関して、従来BIRルーリングが発行されていたが、膨大な申請件数とBIR内部のマンパワーの問題もあり、申請からルーリング発行まで数年間かかるケースも珍しくなかった。	

最終源泉税申告と納税期限

最終源泉税申告書

申告・納税期限

源泉税申告書

(BIR Form 1601FQ)

月次

すべての課税対象四半期の最初の2ヶ月以内に控除された税金は、BIRフォーム0619Fを使い、源泉徴収の翌月10日後またはそれ以前に納税される（ただし電子申告納税システムを採用している場合は翌月15日後までに納税する）

四半期

課税対象となる四半期の第3月に控除された税金は、源泉徴収税が課された課税対象四半期の終了後の翌月末までにBIRフォーム1601FQ（または該当する四半期の源泉徴収税申告書）によって納税される

k. 付加給付税 (Fringe Benefit Tax)

付加給付税は、1997年に施行された税制改革法により、それまでは現物給与として個人所得税の源泉徴収の一環として課税されていた付加給付を、雇用者の諸手当支出に対する加算税として徴収する目的のため、法人所得税の一部として導入されたものです。

付加給付の範囲

対象となるのは、平社員（労働法等に規定されているマネージャー又はスーパーバイザーの職位を持たない従業員）以外に与えられる付加給付で、この「付加給付」とは雇用者から平社員を除く従業員に提供される物品・役務等や、金銭等価物の授与等の手当を言い、例えば、住宅・車両・雇用者が被雇用者にかわり負担するカントリークラブ等の会費・国外渡航費・従業員及びその扶養家族の教育補助費等が含まれます。

但し、年額PHP90,000までの賞与や、支給されている手当が業務の遂行上必要であると判断された場合（例：事務所から50m以内の住居、会議出席の為に海外渡航費等）は付加給付税の対象には含まれません。

なお、住宅・車両のリース契約書が個人名義で締結されておらず、会社名義の場合には、貨幣価値額の50%のみが付加給付税の対象となりますので、新規契約もしくは更新の際にはこの点を念頭に置かれると良いでしょう。

課税対象となる付加給付

- ・ 住宅
- ・ 車両
- ・ 費用負担
- ・ カントリークラブなどの会員費
- ・ 海外渡航費
- ・ 休暇手当
- ・ メイド・運転手費用
- ・ 教育補助費
- ・ 社内ローン（市場レートとの差額）
- ・ 生命保険、健康保険料などの保険料で、法定限度額を超える部分

課税対象とならない付加給付

- ・ 業務の性格上もしくは遂行上必要なもの、雇用者が利便を得るためのもの
- ・ 特別法により非課税となっているもの
- ・ 退職積立金、団体保険などの雇用者負担分
- ・ 平社員に支給されるもの
- ・ 少額手当

税額算出方法と税率

雇用者から従業員（平社員を除く）に付与する付加給付の金銭等価額をグロスアップ（割戻し）したのに対する最終源泉徴収税。

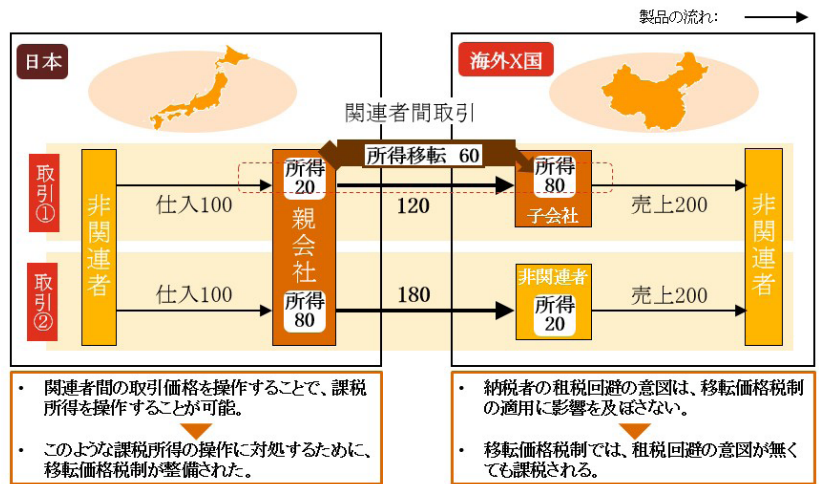
付加給付の貨幣価値額を税引後の純額と見做し、税引後のレート（65%）で割り戻して総額を算出し、これに税率35%を乗じて算出します。

付加給付税の申告及び納税期限

付加給付税の申告書	申告・納税期限
四半期毎	毎四半期終了日の翌月末
申告書 (BIR Form1603)	
期末	翌年1月31日
申告書 (BIR Form1604CF)	

1. 移転価格税制 (Transfer Pricing)

移転価格税制とは、関連企業との間の取引を通じた所得の移転を防止するための税制です。企業が同じグループの関連企業との棚卸資産売買、役務提供などの取引の価格（「移転価格」）を通常の価格と異なる金額に設定すれば、一方の利益を他方に移転することが可能となります。そのため、移転価格税制は、関連企業との取引価格（「移転価格」）を資本・支配関係のない独立の第三者と取引した価格（「独立企業間価格」）で計算し直すことで適正な国際課税の実現を目的とするものです。移転価格税制に適正に対応しない場合、フィリピン、フィリピン国外のいずれか、あるいは両国において課税されるリスクがあります。フィリピンにおいても2013年1月に移転価格ガイドライン (RR No.2-2013 / 以下、ガイドライン) が公表され、2013年2月より適用となっています。



i. 適用対象取引

移転価格税制の適用対象となる取引は、以下の条件を満たすものです。

1. 法人間取引

(適用対象外)

法人と個人の取引、個人間取引

2. 関連当事者取引

ただし、第三者間取引であっても、商社仲介取引のような取引は、適用対象取引に含まれる可能性があります。また、ガイドライン上、フィリピンの場合は国外関連者との取引だけでなく、国内関連者との取引も移転価格税制の対象となると規定されています。

3. 資本取引以外のすべての取引

(例) 棚卸資産取引、ロイヤルティ取引、役務提供取引、固定資産（有形・無形）の売買（賃貸借）取引、融資に伴う利息、保証料の受払取引、リース取引

ii. 移転価格調査

移転価格調査の特徴

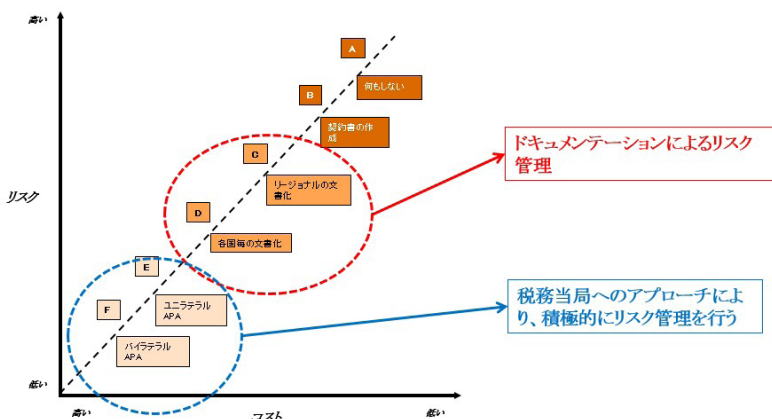
移転価格調査は海外子会社との取引全てが調査対象となるなど調査対象範囲が広く、一単位当たりの調整額が僅少でも、総額としては極めて多額となる可能性があります。また、分析作業（移転価格が妥当か否かの検証）に多くの時間・労力を要し、課税に要する資料が国外にある等の理由により、調査が長期化（調査着手から課税処理まで2~3年要することもある）することもあります。

なお、フィリピンにおいて移転価格課税が行われた場合、自動的に関連会社側の課税所得が減額されることはなく、二重課税（グループ内の同一の課税所得に日本及び海外で課税）が発生します。この場合、相互協議（平均約2~3年）を経て解決することになりますが、租税条約が不在の場合には、実質的に解決は困難であると考えられます。

一般的な移転価格課税リスクへの対応策

1. 移転価格リスク診断 (移転価格更正リスクの所在の把握及び対応策の検討)
2. 移転価格ポリシー (グループ内取引ルール) の確立
3. 各国文書化義務への対応 (移転価格分析レポートの作成・保存)
4. 事前確認 (APA) 制度の利用

一般的な移転価格課税リスクへの対応策



iii. 文書化 (Documentation)

移転価格税制における文書化とは、関連者間取引の詳細 (特に利益率等) を押さえ、比較対象取引等との比較分析を行い、それを書面として残しておくことを指します。フィリピンにおいても2013年に公表されたガイドラインにおいて文書化義務が規定されることになりました。

主な文書化内容としては、業務内容の詳細分析 (会社概要と経営戦略、業界分析、機能分析、財務分析)、関連企業間取引の詳細、比較分析、価格算定方法の選択と適用 (採用した移転価格算定方法以外を不採用とした理由) が挙げられます。文書化の効果としては、移転価格調査に対する抑止力となること、移転価格調査より前の段階でリスクエリアを特定し税務調査前に対応策を検討できることなどが挙げられ、移転価格課税において有益であるといえます。なお、文書化に際しては、片方の税務当局のみならず、取引相手国の税務当局も意識した上で作成することに留意する必要があります。また、フィリピンの実務において、税務調査時のみでなく、租税条約の申請 (例: 利子、ロイヤルティ) に際し

て、必要書類の一つとしてBIRの国際租税課 (ITAD) から移転価格文書の提出が求められているケースが見られます。

iv. 事前確認 (APA) 制度とフィリピンにおける現状

APAとは、将来年度における国外関連者との取引価格の算定方法について、税務当局から事前に合意を得る制度です。事前確認を取得した場合、合意された移転価格算定方法に基づく納税を行う限り、移転価格課税が行われることはありません。

APA取得のメリット及びデメリット

メリット	■ 将来における移転価格調査の回避 (移転価格更正リスクの回避) ■ 国際的二重課税リスクの排除 ■ ペナルティの回避 ■ 延滞税の回避の可能性 ■ 過年度への遡及適用の可能性 ■ 米国においては関税リスクの回避(移転価格を併せて協議することが可能) ■ 独立企業間価格算定方法の多様性 (企業と税務当局の両者の意見を反映した合意内容を模索) ■ 算出される独立企業間価格に関してレンジの適用が可能 ■ 税務当局との議論及び対立の回避が可能 (たとえ、APAが合意に至らない場合においても、当局とのパイプライン構築に重要な役割として機能) ➤ 長期間にわたる安定性の確保 ➤ 税務コストの確実な管理
デメリット	■ 取得手続が煩雑であり、通常、申請から合意に至るまで約1～3年を要する ■ 取得に至るまでのコスト(専門家に対するプロフェッショナル・フィーを含む)がかさむ。しかしながら、長期的なコストの削減にはつながる ■ 当局間で合意に至らないケースもあり得る (租税条約上は努力規定であり、「MUST」ではない。但し、実務的に合意に至らないケースは極めて稀)

ガイドラインの中で、APAについては別途APAガイドラインが発行されることが規定されており、その後も2015年、2016年のBIRの年次優先プログラム等で、APAガイドラインを含めた以下の3つの通達の最終化がBIRの優先項目であると述べられていました。ところが、2018年3月時点でどの通達も最終化されておらず、また最終化の時期も不明確です。

1. 事前確認制度 (APA) に係る歳入規則
2. 移転価格文書にかかる税務通達 (RMO)
3. 移転価格リスク評価に係る税務通達 (RMO)

4. その他の国税

a. 付加価値税 (VAT)

一定の例外を除き、物品の輸入、フィリピン国内での物品、資産、サービスの販売、交換、リースには12%の付加価値税 (VAT) が課せられます。物品及び資産とは不動産、特許や商標などの権利、動産など、すべての有形、無形のことを指します。サービスとはフィリピン国内で対価をもって提供されるすべてのサービスを含みます。非居住外国法人からのサービスについてもPEの有無に関わらず対象となりますので注意が必要です。

また、輸出は通常0% VAT (ゼロレート) です。また、日本の消費税と同じく、仕入等から生じるインプットVATと売上等から生じるアウトプットVATの相殺は認められます。

なお、輸出は通常0% VATであることから、PEZA登録以外の在比日系企業で、主要な販売先がPEZA企業である場合、仕入れにかかるインプットVATが発生する一方、これと相殺できるアウトプットVATがないため、多額のインプットVATが累積するケースが見られます。これについて、内国歳入法においてVATが発生した四半期末から2年以内にBIRに申請をする事で、TCC (Tax Credit Certificate) と呼ばれる法人税などの国税から控除出来る権利証書による還付もしくは現金での還付を受けられる事が定められています。しかしながら、手続の煩雑さやBIRの対応の遅さ等により実態として還付を中々受けられないことが従来から深刻な問題となっています。

VAT申告と納税期限

VAT申告書	申告・納税期限
VAT申告書	1ヶ月のアウトプットVATの累計額が、インプットVATの累計額を上回る場合、納税者は各月末から20日以内にその差額を申告・納付する義務がある
月次申告書 (BIR Form 2550M)	
四半期申告書 (BIR Form 2550Q)	また、四半期ごとにVATの四半期申告書を提出することが求められる

主なVAT非課税サービス

- 1) 年間売上が3,000,000ペソ未満の者が提供するサービス
- 2) 電気、水などの公共サービス
- 3) 金融、保険サービス
- 4) 一部を除く医療、教育サービス
- 5) 国際海運、航空サービス

など

税制改革法 (TRAIN) の下でのVAT還付プロセスに係る改正通達 (BIR Revenue Memorandum Circular No. 17-2018)

2018年3月8日にBIRからVAT還付に関する通達 (RMC No. 17-2018) が公表され、VATの還付請求プロセスがそれ以前のルール (RMC No. 89-2017およびRMC No. 54-2014) から変更されています。BIRは納税者のVAT還付申請から還付までの期間を、従来ルールの120日から90日に短縮することに加えて、仮にBIRが納税者の還付請求を認めない場合には、否認理由を記載して同じく90日以内に文書で通知するという新たなルールを設けています。

- i. 直接輸出者 (Direct Exporters) がVAT還付申請を行う場合
直接輸出者のVAT還付申請先は、BIR本庁の付加価値税調査課 (VCAD - VAT Credit Audit Division) となります。直接輸出者が大規模納税者 (Large Taxpayers) に該当する場合、従来は、還付申請先として大規模納税者課 (LT Division)、VCADのいずれかを選択することが出来ましたが、今回は、VCADとして一本化されました。なお、VCADに申請された還付請求は、その後同じくBIR本庁にある調査審査課 (TARD - Tax Audit Review Division) に回されてレビューを受け、TARDによるレビュー後、BIRの最終承認者が承認を行います。なお、BIRにおける最終承認者は還付請求金額に応じて以下のとおり規定されています。

還付請求金額	最終承認者
5000万ペソ以下	Assistant Commissioner – Assessment Service (調査サービス部長)
5000万ペソ超 1億5000万ペソ以下	Deputy Commissioner – Operation Group (BIR副長官－オペレーショング ループ)
1億5000万ペソ超	Commissioner of Internal Revenue (BIR長官)

(VCADに還付申請をする場合のタイムフレーム)

VCAD Cases	還付申請受付からの日数		
	還付請求金額 5000万ペソ 以下	5000万ペソ超 1億5000万ペ ソ以下	1億5000万ペ ソ超
BIR担当官による確認作業	65	60	55
TARDによるレビュー	20	20	20
最終承認プロセス			
Assistant Commissioner (AS)	5	5	5
Deputy Commissioner (OG)		5	5
Commissioner of Internal Revenue			5
合計日数	90	90	90

ii. 間接輸出者やその他の納税者がVAT還付申請を行う場合

間接輸出者やその他の納税者がVAT還付を申請する場合、申請先は所轄の税務署(RDO)となります。ただし、申請者が大規模納税者の場合は、大規模納税者調査課が申請先になります。申請された還付請求は、担当部署で評価された後、RDOの場合はRegional Director、大規模納税者の場合は、Assistant Commissioner(大規模納税者サービスのAC) が最終承認を行います。

RMC No.54-2014の有効日(2014年6月17日)より前に行われた還付申請の取扱い

今回のRMC No.17-2018が適用される以前のフィリピンのVAT還付プロセスは、RMC No.54-2014やRMC No.89-2017などのBIR通達で主に規定されていました。このうち、2014年のRMC No.54-2014により、いわゆる「みなし否認の遡及適用」を受けた過年度のVAT還付申請については、2017年1月の歳入規則(RR No.1-2017)により救済措置がとられていました。一方で、BIR内で審査が未だペンディングとなっているものもあるため、これら過去分の還付申請(RMC No.54-2014の適用以前)について、BIR担当者は2018年6月

30日までに対応すべきことがRMC No.17-2018には規定されています。

RMC No.54-2014の有効日以降、TRAINの有効日より前に行われた還付申請の取扱い

RMC No.54-2014の有効日以降でTRAINの有効日(2018年1月1日)より前に行われたVAT還付申請については、RMC No.54-2014に従い、新ルールของ90日ではなく120日以内に対応がとられると規定されています。

TRAINに示されている改良VAT還付システムの構築に向け、RMC No.17-2018には還付申請から90日以内に還付/否認が行われるまでの具体的なタイムフレームが示されています。一方で、フィリピンの場合、これまでもVAT還付ルールはあるものの、ルール通りに運用されず、実際に還付を受けるのが困難な状況が続いているため、上記の改正VAT還付プロセスが今後有効に運用されることが何より重要と考えられます。

b. パーセンテージ税

VATの対象とならない特定の事業者に関して、VATの代わりに総収入額に対して業種ごとに定められた税率を乗じたパーセンテージ税が課せられます。また、VATが免税となる年間売上300万ペソ未満のVAT登録者でない事業者は、売上に対して3%のパーセンテージ税が課せられます。VAT免税事業者のパーセンテージ税の申告・納税は四半期ごとになります。

銀行及びノンバンク	0%~5%
生命保険	5%
運輸、ラジオ、テレビ放送	3%
電気、ガス、水道	2%

c. 物品税

フィリピン国内で生産または製造される物品、または一定の輸入物品に物品税が課せられ、アルコール、タバコ、石油製品、鉱物、自動車、宝石など物品の種類に応じて、それぞれ異なる税率が適用されます。物品税はVATや関税とは別個に課税されます。なお、物品税は2018年1月1日施行の税制改革法第一弾によって大きな変更がありました（詳細は付録IIを参照）。

d. 印紙税

印紙税は新規に株式を発行する際、債務証書、不動産売買、リース契約書、保険契約書を締結する際等に発生します。法人設立に際しては、株式の発行や事務所のリース契約が生じ、これらが印紙税の課税対象となるため、その納税期限（翌月5日）について十分留意が必要です。取引当時者の誰が納税しても良いことになっていますが、サービス等を享受する企業側が負担することが一般的になっています。税率は取引の種類によって定められていますが、主な取引と税率は下記の通りです。

取引内容	税率
株式発行	株式価値の1.0% (額面金額200ペソにつき2ペソ)
株式譲渡	株式価値の0.75% (額面金額200ペソにつき1.50ペソ)
融資契約書(借入) ファイナンスリース	0.75%(契約金額200ペソにつき1.5ペソ)
オペレーティング リース (土地、テナント)	0.2%(契約金額1,000ペソごとに2ペソ) *最初の2,000ペソまでは6ペソ
不動産の譲渡	3.0%(契約金額1,000ペソごとに30ペソ)

e. キャピタルゲイン税

フィリピン証券取引所 (PSE) で取引されていない非上場の国内株式から生じたキャピタルゲインは、譲渡益に対して15%で課税されます。フィリピン証券取引所 (PSE) で取引されている国内株式の場合、売却または交換、その他の方法で処分した際の価値の0.5%で課税されます。また、投資用不動産の売却から生じたキャピタルゲインは、売却価格もしくは市場取引価格のいずれか高いほうの価格に6%の税率で課税されます。なお、キャピタルゲイン税の申告・納税期限は取引日から30日以内とされています。事業用資産の売却は通常の課税所得に含まれます。

5. 地方税

a. 地方事業税

製造業、卸売り販売業、流通業、ディーラー、建設業等は事業を行った地域により、前年度総収入の2%以下にあたる地方事業税の対象となります。生活必需品については税率は半分以下となります。小

売業の場合、売上がPHP400,000以下の場合は2%、PHP400,000を超える額に対しては1%課税されます。

銀行及びその他の金融機関には事業を行う地域により、総収入に対して5%を超えない地方事業税が課されます。なお、地方事業税の申告・納税期限は事業年度の翌年1月20日となります。

また、PEZA登録企業の5%総所得課税の下では、原則として全ての国・地方税の代わりに総所得の5%を納めれば足りるとされています。

b. 固定資産税

設備機械、建物、土地など固定資産に対する従価税です。市場価値に固定資産の種類毎に定められた倍率を掛けて求める評価額が基準になり、マニラ首都圏は2%以下、それ以外は1%以下の税率が課されます。PEZA輸出型製造業は登録事業に利用されている機械設備については使用開始から3年間免税となり、さらに5%税制移行後は土地を除いて固定資産税としての納税は不要です。

6. 個人所得税

a. 個人所得税に係る一般原則

フィリピン居住国民は、全世界所得について納税義務を負う一方、フィリピン非居住国民は、フィリピン国内源泉所得についてのみ納税義務を負います。また、外国人は、居住、非居住を問わず、フィリピン国内源泉所得に関してのみ納税義務を負います。ここでのフィリピン源泉所得はどこで支払われているかに関わらず、フィリピンで労働を行っていればその対価はすべて含まれますので、駐在員の方が、例えば日本の本社から日本で受領している給与や賞与も合算して申告する必要があるので注意が必要です。それぞれの適用税率は下記の通りで、非居住外国人でフィリピン滞在日数が暦年基準で180日以下の場合のみフィリピン源泉の総所得に25%の税率で課税されます。但し、同一職務（税法ではassignmentという表記）での滞在中で、前後の年に180日を越えて滞在している場合は、180日を超えていない年も0~35%の累進税率となります。つまり例えば、2018年の12月1日に赴任し、2019年以降も複数年駐在する契約になっている場合は、2018年度も0~35%の累進税率となります。

納税者	課税対象所得	適用税率
居住国民	全世界所得	0~35%の累進税率
非居住国民	フィリピン国内源泉所得	0~35%の累進税率
居住外国人	フィリピン国内源泉所得	0~35%の累進税率

納税者	課税対象所得	適用税率
非居住外国人 (180日以上滞在)	フィリピン国内源泉 所得	0~35%の累進税率
非居住外国人 (180日未満滞在)	フィリピン国内源泉 所得	25% (総所得)

b. 短期滞在者免税の規定 (日比租税条約 第15条 (給与所得) の(2))

日比租税条約上、短期滞在者免税の規定が存在し、一方の締結国 (例えば日本) の居住者が他方の締結国内 (例えばフィリピン) で行う勤務について取得する報酬に対しては、次の1) から 3)の条件を満たせば、一方の締結国(日本)においてのみ租税を課されることとされています。

- 1) 報酬の受領者が当該年を通じて合計183日を超えない期間当該他方の締結国内に滞在すること。
- 2) 報酬が当該他方の締結国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われること。
- 3) 報酬が当該他方の締結国内に雇用者の有する恒久的施設又は固定的施設によって負担されるものでないこと。

以上の3つの条件すべてが満たされて、かつ税務当局に事前に適用申請をすれば短期滞在者免税の恩恵が享受できます。

c. 個人所得税率

前述した0~35%の累進税率の詳細は以下の通りです。個人所得税率は2018年1月1日より変更されており、下記の税率は2022年12月31日まで継続される予定となっています。また、個人の場合、課税年度(年間課税所得の基準)は暦年のみで選択できません。

年間課税所得	税率
PHP250,000以下	0%
PHP250,000超 PHP400,000以下	PHP250,000を超える20%
PHP400,000超 PHP800,000以下	PHP30,000+PHP400,000を超える25%
PHP800,000超 PHP2,000,000以下	PHP130,000+PHP800,000を超える30%
PHP2,000,000 PHP8,000,000以下	PHP490,000+PHP2,000,000を超える32%

年間課税所得	税率
PHP8,000,000超	PHP2,410,000+PHP8,000,000を超える35%

d. 主な非課税所得

主な非課税所得は下記の通りです。

- ・ 生命保険金
- ・ 損害保証金
- ・ 合理的退職金制度に基づく退職金
- ・ 13ヶ月給与で90,000ペソを超えないもの
- ・ 少額手当 (De Minimis)
 1. 年間10日以内の未使用有給休暇の買取
 2. 従業員扶養家族向け医療現金手当 (PHP250/月)
 3. お米手当 (PHP2,000/月または50kg)
 4. 制服・衣料手当 (PHP6,000/年)
 5. 医療費実費負担 (PHP10,000/年)
 6. 洗濯手当 (PHP300/月)
 7. 従業員表彰記念品
(年間PHP10,000までの金銭等価物で支給
(現金や金券は不可))
 8. クリスマスやその他の式典で与えられるギフト
(従業員一人当たり年間PHP5,000まで)
 9. 残業食事手当 (各地域の最低賃金の25%)
 10. CBA及びProductivity Incentive Schemesによる報酬
(RR No. 1-2015)
(両項目の合計でPHP10,000/年)

e. 給与所得にかかる源泉税の申告と納税期限

月次申告 (報告要件－雇用者)

給与所得の源泉税	申告・納税期限
報告要件－雇用者	・ マニュアル申告の場合 翌月10日まで 但し、12月分は翌年1月15日まで
月次申告書 (BIR Form1601-C)	・ 電子申告 (eFPS) の場合 申告は業種区分により 各月末から11～15日以内 但し、納税は全業種翌月15日まで 12月分の納税は翌年1月20日まで

年次申告（報告要件－雇用者）

給与所得の源泉税	申告・納税期限
報告要件－雇用者	申告期限：翌年1月31日までに1年分の被雇用者のアルファリスト(アルファベット順に記載した総括一覧表) を添付して提出
年次申告書 (BIR Form1604CF) (給与所得にかかる源泉税および最終源泉税にかかわる年次申告書)	

年次申告（報告要件－被雇用者）

給与所得の源泉税	申告・納税期限
報告要件－被雇用者	みなし申告適用者以外の出向者または国民である被雇用者は年次申告書 (1700) を翌年4月15日までに申告しなければならない。
年次申告書 (BIR Form1700)	

f. 給与源泉タイミングにかかる最高裁判決 (G.R. No.167679-2015年7月22日)

最高裁判決の要旨 (G.R. No.167679)

給与及び賞与の源泉徴収義務は未払計上時に生じます。最高裁は当該判決において、「賞与の未払計上の根底にあるものは、賞与が実現するという合理的な期待ないしは蓋然性である。その意味で、未払賞与が従業員に割り当てられ利用可能になっている以上は、法人

税法上、既に推定的な支払い (Constructively Paid) がなされたというべきである。」という見解を示しました。

本件の経緯

本件は、ING Bank Manila Branchが1996年及び1997年の賞与源泉税の取扱いについてBIRからの指摘を受け、裁判で争っていたものです。ING Bankは1996年末及び1997年末にそれぞれ賞与の未払計上を行ったが、実際の賞与支払はその翌年であり、期末時点で支払は行われていないため、源泉を行っていませんでした。その一方で、ING Bankは賞与自体の損金処理を行っていました。CTA Second Division (2004年11月12日)、CTA En Banc (2005年4月5日) のいずれもING Bankの主張が認められず最高裁で争っていたが、最終的に ING Bankの訴えが退けられたものです。

実務上の問題とポイント

給与所得にかかる源泉税の認識は、拡大源泉税などとは異なり、多くの企業で通常は支払い時に行われており、未払計上時ではありません。また、賞与の未払計上は概算で行われるケースが多く、未払計上時において各従業員に個別に割り当てられているとは言えないため、技術的にも正確な源泉は困難ではないかと思われます。

本最高裁判決を受けてBIRからの具体的通達は現時点で発行されていませんが、期末時に給与・賞与を未払計上する際には留意が必要です。

7. フィリピンにおける税務調査手続

2013年11月に改訂されたRR No.18-2013、2018年1月に改訂されたRR No.7-2018により、BIRによる税務調査の現在の流れは以下の通りとなっています。ここで納税者にとっては、BIRからの指摘に対して下記ルールで認められる期限内に適切に反論を行うことが極めて重要になります。仮にBIRによる初期の指摘が不合理であったとしても、ルールで定められた期限内に納税者が反論を行わない場合、BIRの指摘がそのまま確定してしまう可能性があるためです。

1 Letter of Authority (LOA) の発行

LOA とはBIRによる税務調査を開始する意思を示す最初の公式の通知です。この通知を受けて対象になっている年度の帳簿類など所定の書類を提出する事で税務調査が始まります。

2	Informal Conference	納税者とBIRの非公式協議であり、正式な評価通知であるPAN発行前に調査官との協議が実施されます。
3	Preliminary Assessment Notice (PAN)の発行	調査官が書類を確認し、入手した書類が追徴課税の指摘根拠として十分だと判断した段階でPANが発行されます。PANは調査結果と納税過不足額の詳細を記載した最初の通知です。 (但し、税務金額の計算間違いや源泉税で徴収額と納税額に差があった場合などはPANを飛ばして次項のFANが発行されると規定されています)
4	Final Assessment Notice (FAN) の発行	納税者が15日以内に返答しなかった場合はPANから15日経過後に、15日以内に返答し、返答が受け入れられなかった場合は返答日から15日以内に最終通知となるFANが発行されます。
5	FANへの反論(Protest)	FANの発行日から30日以内に以下どちらかの方法で反論を行わなければなりません。反論をしなかった場合は追徴税額が決定します。 a) Request for Reconsideration (再考依頼) 既に提出済みの書類の範囲で事実や法律上の取り扱いの再確認を依頼するものです。 b) Request for Reinvestigation (再調査依頼) 書類や証憑を再提出した上での再調査を依頼するものです。60日以内に追加書類を提出しなければなりません。
6	5 Protest 否認への対応	反論を行った場合でBIRから否認された場合は、さらに以下の対応を否認日から30日以内に行う必要があります。 a) CTA(税務裁判所)に提訴 b) 国税長官 (Commissioner) に再考の上訴

7	5 Protest無反応への対応	Protestに対して180日以内に反応がなかった場合は、以下の選択が可能です。 a) 180日経過後30日以内にCTA(税務裁判所)に提訴 b) 税務当局の最終決定を待つ (最終決定通知から30日後以内にCTAへの提訴可能)
8	6-b)否認への対応	国税長官への上訴が否認された場合は、30日以内にCTAへの提訴が必要で、行わなかった場合は追徴税額が確定してしまいます。
9	6-b)無反応への対応	国税長官への上訴に対して180日以内に反応がなかった場合は以下いずれかの対応を選択します。 a) 180日経過後30日以内にCTA(税務裁判所)に提訴 b) 国税長官の最終決定を待つ(最終決定通知から30日後以内にCTAへの提訴可能)

RR No.18-2013では、それ以前はPANの発行前に納税者とBIRの間で行われていた非公式のすり合わせ協議(Informal Conference)が廃止されましたが、RR No.7-2018で同規定が復活しています。BIRによる初期段階の指摘は往々にしてよく考察しない表面的な計算による多額の追徴であったり、不合理な内容であるケースが散見されますが、Informal Conferenceが再度規定されたことにより、PAN発行前にも納税者にはBIR指摘事項に対する反論機会が与えられることになります。いずれにしても、納税者は必要に応じて外部専門家(弁護士、会計事務所)のサポートを受けながら、ルールで認められた期限内に適切に反論書を提出することが重要になります。

フィリピン進出の概要

1. 外国投資に対する基本方針

フィリピン政府は雇用機会創設、生産性向上、輸出増加、経済発展の基盤を提供する外国投資を歓迎しています。投資に関連する法律は外国投資の受け入れを推し進める形で整備されてきました。この基本方針は今後も変わらないものと考えられます。

また、主要な投資関連法規として「1987年オムニバス投資法」と「1991年外国投資法」があります。1991年外国投資法では、フィリピン国内における外国資本出資比率を40%に制限する規制が撤廃され、「外国投資ネガティブリスト」の指定業種（付録I）を除いて、100%までの出資が認められるようになりました。

2. 進出に際しての留意点

外国企業がフィリピンで事業を行う場合、通常は現地法人、支店、駐在員事務所が主要な進出形態となります。また他にもパートナーシップ、リージョナル本部 (RHQ)、リージョナルオペレーティング本部 (ROHQ) などの事業形態を採ることも認められています。ただし、いずれのケースにおいても、必要な書類を準備して、規制当局であるSEC（証券取引委員会）に法人登録をすることがまず必要となります。

よって、法人設立の基本的な流れとして、最初にSECへの登録を行い、その後、優遇措置を受ける場合は、PEZA（フィリピン経済区庁）や BOI（投資委員会）への登録を行うことになります。その他、フィリピンの国税庁にあたるBIR（内国歳入庁）、各種社会保障制度（社会保険庁、住宅積立基金、フィリピン健康保険組合）、地方自治体（LGU）、フィリピン中央銀行（BSP）等への登録を進めていく流れです。



本ハンドブックでは、実務で多く利用されている進出形態である現地法人、支店、駐在員事務所について、その特徴と設立手続きの概要を解説します。

3. 証券取引委員会(SEC)

a) なぜ証券取引委員会 (SEC) に登録が必要なのですか？

SEC (Securities and Exchange Commission) はフィリピンで設立されるすべての法人及びパートナーシップの登録、許認可発行、規制、監督を行なう政府機関です。フィリピンで事業を行なう外国企業の現地法人や支店も対象となります。SECへの登録によって、初めてフィリピンで事業を行うことができるようになるため、フィリピンでの法人設立における最も重要なプロセスといえます。なお、SEC登録後、その他の行政機関への登録も可能となります。

b) 一般的な進出形態としてどのような選択肢がありますか？

前述の通り、フィリピンへの進出形態として、実務的には現地法人、支店、駐在員事務所の3つの方法がよく利用されています。但し、それぞれメリットとデメリットがあるため、貴社の事業計画・事業戦略に基づいた慎重な選択が必要となります。以下、それぞれの特徴と設立に際してのSECの要求事項等を表に纏めました。

	現地法人	支店	駐在員事務所
メリット	本社との責任関係の明確な分離 現地社員の意欲の向上	本店費用の配賦、控除可能 設立手続きが比較的簡易	本店費用の配賦、控除可能 設立手続きが比較的簡易

	現地法人	支店	駐在員事務所
デメリット	本社費用の控除不可 独立した法人形態を 整える必要がある	国外本店が支店を介 さずフィリピンで直 接行う取引につき、 見做し課税されるリ スクあり 支店の債務につき本 店への責任遡及あり	法律で活動内容が情 報収集や調査等に限 定されており、所得 を稼得する営業活動 は認められない
初期送金金 額（最低資 本金）	US\$200,000 (PEZA企 業でない場合)	US\$200,000 (PEZA企 業でない場合)	US\$30,000
外資比率	規制業種を除き、原 則100%可	100%	100%
法人登録申 請料	授權資本額の1%の5 分の1もしくは引受資 本額の1%の5分の1の いずれか高い方	初期送金額の1%	初期送金額の1%の10 分の1
法人登録の 際のその他 費用	印紙税（引受払込資 本額の1.0%）	PHP100,000の政府証 券の差入れなど	なし
法人登録に かかる期間	全ての必要書類を提 出後、SECの承認が 下りるまで通常は 10～15営業日	全ての必要書類を提 出後、SECの承認が 下りるまで通常は 10～15営業日	全ての必要書類を提 出後、SECの承認が 下りるまで通常は 10～15営業日
法人登録の ための主な 必要書類	社名確認書 現地法人の定款及び 付属定款 財務役宣誓書 登録情報書 注) 定款等がフィリ ピン国外（例：日本） で署名される場合、 公証及び在日フィリ ピン大使館等におけ る認証手続が必要	社名確認書 本店の定款及び付属 定款 本店の取締役会決 議書 本店の監査済み財務 諸表 送金証明書 預金証明書 登録情報書 注) 本店（例：日本） から取り寄せる書類 については、公証及 び在日フィリピン大 使館等における認証 手続が必要	社名確認書 本店の定款及び付属 定款 本店の取締役会決 議書 本店の監査済み財務 諸表 送金証明書 預金証明書 登録情報書 注) 本店（例：日本） から取り寄せる書類 については、公証及 び在日フィリピン大 使館等における認証 手続が必要

	現地法人	支店	駐在員事務所
法定役員	社長、財務役（フィリピン居住者）、秘書役（フィリピン国籍）の会社役員 取締役・発起人（5名～15名） 注）取締役は最低1株を引受けなければならぬ	居住代理人（フィリピン居住者） 注）居住代理人は支店長と兼務可	居住代理人（フィリピン居住者）
法定報告要件	監査済み財務諸表、年次報告書 (General Information Sheet)、各種申告書（月次・四半期・年次）など	監査済み財務諸表、年次報告書 (General Information Sheet)、各種申告書（月次・四半期・年次）など	監査済み財務諸表、年次報告書 (General Information Sheet)、各種申告書（月次・四半期・年次）など
法定監査	原則要	原則要	原則要
法人所得税	30%もしくは2%最低法人税	30%もしくは2%最低法人税	適用なし(所得の稼得が認められていないため)
法人所得税の課税対象	全世界所得	フィリピン源泉所得	適用なし
利益送金にかかる税金	非居住外国法人(例：親会社)に対する配当送金は通常30%の最終源泉税。但し、日比租税条約の適用申請をした場合、10%まで軽減が可能。	利益送金額の15%但し、日比租税条約の適用申請をした場合、10%まで軽減が可能。 また、税法規定により、PEZA登録の支店は利益送金税が免除される。	適用なし

c) PEZA (フィリピン経済区庁) とSEC申請を同時に行うことは可能ですか？

はい。SEC申請とPEZAやその他投資促進機関への申請を同時期に行なうことは可能です。但し、PEZA、その他投資促進機関における最終承認には、SECへの登録が完了していることが前提条件となります。

d) 取締役や役員をフィリピン国民またはフィリピン居住者にしなければなりませんか？

現地法人の場合、取締役の過半数はフィリピン居住者、秘書役は居住フィリピン国民であることが求められます。また、フィリピン会社法により、取締役の人数は5人以上15人以下と定められています。従って、取締役の総数が5人の場合、3人がフィリピン居住者である必要があります。また、法律上の規定ではありませんが、SECは財務役もフ

フィリピン居住者であるよう指導しています。また、外資規制のある分野に従事している企業については、外国人取締役の比率は外資比率を超える事は出来ません。

e) 外国投資家は企業を100%所有できますか?

外国投資法が緩和されたことに伴い、第10次外国投資ネガティブリストに記載されている分野を除き、原則的にすべての分野で外資100%所有が可能です。ネガティブリストに含まれている分野の詳細は付録Iをご参照下さい。

f) 外資が40%に制限されている場合、事業のコントロールを握るにはどうすればよいでしょうか?

一般的に、企業の支配権は企業運営の方針決定に影響力を持つグループにあり、こうした支配権は議決権付株式の過半数を保有することにより確実なものとなります。よって、議決権付株式の保有が過半数未満の場合は、多数派株主の分散やライセンス契約等により、実質的な支配権を握ることが考えられます。また、信頼できるフィリピン人パートナーを見つけることが重要な点は言うまでもありません。

なお、2013年5月にSEC通達 (SEC Memorandum Circular No.8) が公表され、外資規制事業についての持株比率の考え方が明確に示されました。つまり、例えば外資比率が40%に制限されている事業の場合、1. 取締役選任の際の議決権付き株式、2. 議決権の有無は関係ない全ての株式、の双方の保有比率が当該40%を遵守していることが求められます。

g) 土地の所有規制はありますか?

はい。第10次ネガティブリスト(付録I)に記載の通り、フィリピン憲法等の規定に基づき、外国資本の会社は土地を取得することができません。よって、日系企業が製造業としてフィリピン進出する場合、外資100%の製造会社を設立する一方、フィリピン人パートナーをマジョリティとする土地所有会社を設立する実務が広く行われています。外国資本は当該土地所有会社に40%まで出資でき、残りの60%はフィリピン人パートナーが株主となります。

この場合、土地所有会社が、所有する土地を製造会社にリースする形になります。また、土地所有会社設立以外の選択肢として、製造会社が工業団地の土地所有者と長期リース契約を結ぶ方法も考えられます。

h) 現地法人（内国法人）の引受け及び払込資本金の最低額は？

現地法人を設立する場合、授權資本の25%以上を引受する必要がある、また引受資本の25%以上を払込する必要があります。但し、外国人（個人）もしくは外国法人が引受する場合には、引受資本につき、全額払込しなければなりません。

4. 内国歳入庁（BIR）

a) 内国歳入庁（BIR）とはどのような機関ですか？

内国歳入庁（Bureau of Internal Revenue）はフィリピンの税務当局であり、SECへ登録した企業はその後速やかにBIRにも登録を行い、納税者番号（Tax Identification Number）を取得するとともに、登録証明書（Certificate of Registration）を発行してもらう必要があります。なお、SEC登録が完了した段階から、印紙税その他様々な種類の税金の納税義務が生じるため、税務当局や会計事務所等の専門家に予め確認し、各種税金の申告期限についての正確な情報を入手しておくことが重要です。

b) BIR 登録に際しての留意点は？

既述の通り、フィリピンでは年度の法人所得税申告のみならず、税種類によって四半期申告（法人所得税）、月次申告（源泉税、印紙税等）なども要求されるため、各税金の申告期限がいつなのか正確に把握することが重要です。法人の設立時においては、通常、株式の発行及び事務所の賃貸借契約に係る印紙税の申告義務が生じます。その後、月次で生じる源泉税の申告義務にも留意する必要があります。

また、事業開始後に使用する領収書（Official Receipt）、請求書（Invoice）、その他の証憑（Supplementary Receipts）についてはBIRの許可を得て、BIR指定の業者により印刷したものを使用する必要があります。また、会計帳簿（総勘定元帳、補助元帳）についても、使用前に予めBIRへの登録が必要となります。

5. PEZA（フィリピン経済区庁）等の投資促進機関

a) フィリピンの主な投資促進機関は？

外国投資家が各投資促進機関により優遇措置の恩典を受ける場合、その営む事業の種類や事業を行なう場所等に応じて以下の政府機関に申請を行います。なお、フィリピンには下記以外にも数多くの投資促進機関や奨励措置が存在しますが、進出日系企業の多くは概ね以下の機関のいずれかに登録しています。

政府系機関	所在地等
フィリピン経済区庁(PEZA) www.peza.gov.ph	Building 5, DOE-PNOC Complex, Energy Center, 34th Street, Bonifacio Global City Taguig City, Metro Manila 電話 +63 (2) 551-3451 プロジェクト地区: PEZA管轄の特別経済特区
投資委員会(BOI) www.boi.gov.ph	Board of Investments (BOI) Industry & Investments Bldg. 385 Sen. Gil Puyat Avenue Makati City 電話 +63 (2) 895-3640
スービック湾岸都市庁(SBMA) www.sbma.com	Building 229, Waterfront Road, Subic Bay Freeport, Olongapo City 電話+63 (47) 252-4422 プロジェクト地区: スービック湾自由港
クラーク開発公社(CDC) www.clark.com.ph	Building 2127, E.L. Quirino street, Clark Freeport Zone, Pampanga 電話+63 (45) 599-2043 プロジェクト地区: クラーク特別経済区

b) が受けられる主な優遇措置は?

フィリピン経済区庁 (PEZA) の優遇措置

1995年特別経済区法に基づき、フィリピン経済区庁 (PEZA) はエコゾーンの開発、運営、管理を行なっています。既述の通り、フィリピンには様々な投資促進機関及び投資奨励措置が存在しますが、与えられるインセンティブの種類の多様さに鑑み、実務上はPEZAの優遇措置が進出日系企業に最も多く利用されているといえます。法人を設立してPEZAへ登録するケースが大半ですが、支店をPEZAに登録する事も認められています。異なる製品、新設工場、新しい技術による生産ラインなどをPEZAに登録する事が出来、また、登録はプロジェクトごとに行うため、同一法人で複数のプロジェクトを登録することも可能です。

登録事業の種類及び概要

優遇措置

輸出型製造業

(輸出型製造業とは、生産物の少なくとも70%の輸出を行い、製造、組立、加工を行う事業のこと)

商業生産開始後4年間、最長8年間の法人所得税の免税期間が与えられる。

また、法人所得税の免税期間終了後は、原則として全ての国・地方税の代わり(但し、源泉税と土地の固定資産税を除く)に総所得5%を納めれば足りるという、5%総所得課税期間に移行することができる。また、当該5%総所得課税期間については現時点で期限の定めなし。

- 輸入資本財、部品、原材料の関税免税
- 総売上上の30%までの比国内販売可
- 埠頭税、輸出税、手数料等の免除
- 通信、電力、水道代を含む現地購入品の付加価値税 (VAT: Value Added Tax) をゼロとする。
- 工場に実際に据え付けられ使用されている機械装置については初期3年間は固定資産税の免税
- 地方政府への各種支払(市長許可、事業許可、専門職/職の従事/訪問料許可、健康証明料、サニタリー検査料、ゴミ処理料)の免除
- 外国人の雇用
- 輸出入手続きの簡便化
- 外国人投資家・家族のための特別ビザ、等

登録事業の種類及び概要	優遇措置
IT企業 (売上の70%を海外の顧客から上げており、ITソフトウェア、ITシステムを用いたサービスを行っているもの)	法人所得税の免税期間、5%総所得課税期間等の基本インセンティブは輸出型製造業と同じ。その他のインセンティブはPEZAから発行される Certification に記載される。 なお、IT企業と一言でいってもその範囲は広く、BPOビジネス、コールセンター、ソフトウェア開発事業などに加えて、アニメ制作、オンライン英会話事業等がIT企業として登録しているケースも見られる。
物流及び倉庫業 (PEZA輸出型製造業向けの倉庫施設の運営、PEZA輸出型製造業への原材料の販売を業とする企業)	輸入原材料の税・関税免税及び付加価値税(VAT)0%。 なお、法人所得税の免税期間、5%総所得課税期間等の特典はない。
施設提供事業 (輸出型製造業やIT企業向けに施設(工場、ITビル等)をリースする事業)	法人所得税の免税期間はないが、国税や地方税に代わっての5%総所得課税の特典が与えられる。 付加価値税の免税。 PEZA区域内の施設の資材の輸入に関する税・関税免税。

上記の一覧に纏めていますが、PEZAから受けられる優遇措置は、事業の種類によって異なります。最もポピュラーな輸出型製造業の場合、法人所得税について、パイオニア事業の場合は商業生産開始後6年間、非パイオニア事業の場合は4年間にわたって免除になります(インカムタックスホリデー；略称ITH)。また、PEZAが定めた一定の要件を満たす場合、パイオニア事業で最大で8年間のITHを享受することができます。更に登録事業に直接必要な資本財、原材料、機械設備の輸入時の関税等も免税となり、また、仕入にかかるVATゼロレートの特典もあります。

またITH期間終了後は、全ての国税及び地方税に代わり、総所得(売上総利益に近い概念)の5%納付をもって最終税額とする、いわゆる5%課税期間に移行することができます(但し、源泉税と土地の固定資産税は除く)。2018年3月現在、当該5%課税期間については特段の期限が定められておらず、PEZA登録企業は長期的な税務メリットを享受することが可能となっています。なお、ITエコゾーンに入居し、PEZAに登録するIT企業も概ね輸出型製造業と同様の優遇措置を受けることができます。

c) 優遇措置は譲渡することができますか?

一般的に、投資優遇措置を譲渡することはできません。ただし、投資優遇措置は登録されたプロジェクトに付随しており、優遇措置を付与した機関の裁量により、特定の権利を次のプロジェクト所有者へ持ち越されることは有り得ます。

d) PEZA申請時に注意すべき点は?

PEZA申請時に起こりうる問題として、PEZA等が設ける基準に不適合であること、必要書類や情報の未提出などが挙げられます。PEZA申請の際には、貴社プロジェクトの将来計画等を記載した「プロジェクト概要書」を作成し、これがPEZA理事会で審査されることになります。仮にこの内容に不備がある場合、貴社プロジェクトがスムーズに承認されない可能性があります。また、輸出型製造業の場合、PEZA登録の要件として環境規制に準拠していることを証明する環境適合証明書(ECC)等の取得も併せて必要となります。

e) 申請書類が登録要件を満たしている場合、PEZA理事会の承認を得るまでにどのくらいの期間を要しますか?

PEZAの場合、各部署における手続き及び審査には通常2週間程度を要します。また、貴社プロジェクト承認の可否は月に2度開かれるPEZA理事会で決定されます。なお、プロジェクトがPEZA理事会で承認される場合、通常は条件付承認となり、理事会決議の証明書に、プロジェクト申請者が本承認を得るために準拠すべき事項が列挙されます。これらの事項をプロジェクト申請者が適切にフォローアップした後、申請者とPEZAの間で正式なPEZA登録契約書 (Registration Agreement) を締結することになります。PEZA登録契約書に双方が署名した後、程なくPEZA登録証 (Certificate of PEZA Registration) が発行される流れです。標準的には申請書の提出からPEZA登録証の発行まで、2～3ヶ月程度の期間を要します。

f) TIMTA法とは何ですか?

TIMTA法の趣旨

TIMTA (税務インセンティブの管理と透明性に関する法) は、国の財政に関する説明責任や透明性を高めるために、フィリピンにおける各種投資促進機関(Investment Promotion Agencies—略称IPAs) から事業者に与えられている税務インセンティブを政府機関がレビューし、その費用対効果を分析することによって、インセンティブによる社会的利益を最適化することをその目的とし、2015年12月に成立しました。

投資促進機関(IPAs)と登録された事業者 (Registered Business Entity) について

TIMTAで定義されるIPAsは投資促進を行う目的で設置された政府機関を指し、投資委員会(BOI)、フィリピン経済区庁(PEZA)、スービック湾都市圏庁(SBMA)、クラーク開発公社(CDC)などが含まれます。一方、登録された事業者(Registered Business Entity)とは、フィリピンの法律に基づいて設立・組織された個人、パートナーシップ、法人、外国法人のフィリピン支店などで、各IPAsに登録されている事業者のことを言います。また、IPAsに登録された事業者は、通常、法人税の免税や優遇税率(e.g. PEZAの5%総所得税)など、IPAs毎に規定された税務恩典を受けることができます。

登録された事業者 (Registered Business Entity) に課される義務

TIMTAに基づき、登録された事業者は、電子申告のシステムを利用し法定期限内に内国歳入庁(BIR)に対して税務申告及び納税を行うとともに、各自が登録しているIPAsに「年次の税務インセンティブ報告書(Complete Annual Tax Incentive Report)」を税務申告期限から30日以内に提出することが求められるようになりました。また、各IPAsは税務申告書の提出期限から60日以内に同報告書をBIRに提出することとされています。

なお、登録された事業者が前述の報告義務に従わなかった場合のペナルティは、初回の違反はPHP100,000、2回目はPHP500,000の罰金が科せられ、3回違反した場合にはIPAsからの登録が抹消されるという非常に厳しい内容となっています。

6. フィリピン中央銀行 (BSP)

a) 資本投資をフィリピン中央銀行 (BSP) に登録する必要がありますか？

資本投資の本国引揚げ、配当、利益送金の際に銀行両替を利用する場合にはBSP登録が必要です。BSPに登録することで、銀行システムから外国為替を購入することが可能となります。それ以外の場合、BSP登録は必要ありません。

b) 銀行を通さずに資本投資を送金することはできますか？

はい。但し、1万米ドルを超える分についてはフィリピンへ持ち込む際に申告する必要があります。銀行を通さない場合、SEC及びフィリピン中央銀行(BSP)に外国資本投資として登録することができません。

c) 資本投資は直ちにフィリピン・ペソへの転換が必要ですか？

BSPに資本投資の登録を行なう場合には、以前はフィリピン・ペソへの転換が必要でしたが、法改正により、2018年3月現在、外貨のままBSPに登録することが可能となっています。

d) 資本投資の本国引揚、利益送金に関する現行の規制は？

資本投資の本国引揚、配当、利益送金は規制されていません。国内銀行システム以外で外貨を調達し、配当、利益送金を自由に行なうことができます。但し、外貨調達が国内銀行を通じて行われる場合、資本投資は事前にBSPに登録されている必要があります。

公認代理銀行 (Authorized Agent Bank) は、BSP登録証書及び必要書類の提示を受けた場合、公示レートでの外貨販売や送金 (売上金、投資引揚げ、配当、外国投資登録を行った利益送金) を行う権限が与えられています。

付録 I

外国投資法に基づく第10次ネガティブリスト（2018年3月現在）

リストA： 憲法または特別法により、外資が規制されている分野

外資が許可されない分野

- マスメディア（記録を除く）
- ライセンスを要する専門職等¹
- 払込資本金額が250万米ドル未満の小売業²
- 協同組合
- 民間警備会社
- 小規模採掘
- 群島内、領海内、排他的経済海域内の海洋資源の利用及び河川、湖沼内の小規模資源利用
- 闘鶏場の所有、運営
- 核兵器の製造、修理、貯蔵、流通³
- 生物、化学、電磁兵器、対人地雷の製造、修理、貯蔵、流通³
- 爆竹その他花火製品の製造

外資が20%以下に規制されている分野

- 民間ラジオ通信網

1 これまで各種エンジニア、会計士、建築士、通関士など大半の専門職はフィリピン人のみが就労できる業種とされていたが、第10次の改定で薬剤師、レントゲン技師、犯罪学、林業、法律家の5分野を除いてネガティブリストから除外、つまり外国人の就労が認められることになった。ただし、相手国側で同職種のフィリピン人の就労が認められている場合に限定される。

2 以下の場合、外資100%が可能。(a) 払込資本250万米ドル以上で、一店舗当たりの投資額が83万米ドル以上。(b) ハイエンドの高級商品に特化し、一店舗当たり払込資本金が25万米ドル以上の小売業

3 国内投資も禁止されている

外資が25%以下に規制されている分野

- 民間人材紹介業（国内、海外のいずれで雇用されるかを問わない）
- 国内で資金供与される公共事業の工事、修理契約。但し、以下を除く
 - a. 共和国法7718に基づくインフラ開発プロジェクト
 - b. 外国の資金供与、援助を受け、国際競争入札を行なうプロジェクト
- 防衛関連施設の建設契約

外資が30%以下に規制されている分野

- 広告代理店業

外資が40%以下に規制されている分野⁴

- 天然資源の発掘、開発、利用⁵
- 私有地の所有
- 公益事業の運営⁶⁷
- 教育機関の所有、設立、運営⁸
- 米・コーン産業への参入（交換取引、購入による小売を除く栽培、生産、製米・製粉、取引）⁹
- 国有企業、公営企業への原材料、商品の供給契約
- 公益事業免許を必要とするBOTプロジェクトの提案、施設運営
- 深海漁船の運営
- 損害査定会社
- 共用部分が法人もしくは個別の世帯により所有されるコンドミニアムユニットの所有

4 共和国法第10881号により、共和国法第9474号、共和国法第8556号及び共和国法第8366号に基づき営業を行うSEC監視下の金融貸付会社、投資会社及び金融会社は、外資の出資比率100%が可能となっている。

5 大統領が承認する資金・技術援助契約に基づく場合、外資100%が可能。

6 公益事業の運営機関における外国人の構成比率は外資の持分比率を上限とする（例えば外資40%の企業で運営機関が10人で構成されている場合、外国人は4人までとなる）。なお、エグゼクティブ及び常務執行役員の全員がフィリピン国民である必要がある。

7 公益事業とは、電気・ガス・水道・交通・通信サービスといった必需品もしくは重要なサービスを定期的に公共に提供する事業もしくはサービスのことである。なお、発電及びコンテストブル市場への電気の供給は公共事業とはみなされない。

8 教育機関の管理及び運営ができるのはフィリピン国民のみである。

9 操業開始から30年以内に資本の60%以上をフィリピン国民に譲渡する場合、外資100%が可能。

リストB： 安全保障、防衛、保健、公序良俗、 中小企業保護の観点から外資参入が規制されて いる分野

外資が40%以下に規制されている分野

- フィリピン国家警察(PNP)の許可を要する品目(銃器、火薬、ダイナマイト、爆薬製造時に使用する材料、眼鏡照準具等)の完成品及び原材料の製造、修理、保管、流通。但し、完成品の相当量が輸出され、外国資本参入割合が許可書に明記されている場合、これらの品目の製造及び修理はPNP承認の下、非フィリピン人でも行うことができる。
- 国家防衛省(DND)の許可を要する品目(銃、銃弾、軍用機、船舶等)及びDND長官が別に定めた品目の製造、修理、保管、流通。但し完成品の相当量が輸出され、外国資本参入割合が許可書に明記されている場合、これらの品目の製造及び修理はDND承認の下、非フィリピン人でも行うことができる。
- 危険薬物の製造、流通
- サウナ、スチームバス、マッサージクリニック、その他類似の活動で公序良俗に反する可能性があるため法により規制されているもの。
- レース場の運営等、あらゆる賭博行為。但しPEZA地域内行われるPAGCORとの投資契約によるものを除く。
- 払込資本金額が20万米ドル未満の国内市場向け企業
- 先端技術を有するか、少なくとも50人以上を直接雇用し、払込資本金額が10万米ドル未満の国内市場向け企業

付録 II

税制改革法 (TRAIN-Tax Reform for Acceleration and Inclusion) – Package 1

2017年12月19日、ドゥテルテ大統領の署名により税制改革法（共和国法第10963号、TRAIN）が成立しました。税制改革法（第一弾）には、個人所得税、個人及び法人のパッシブ所得、相続税、贈与税、付加価値税（VAT）、物品税、印紙税（DST）等に関して1997年内国歳入法（Tax Code）の条項の改正が含まれています。本資料は税制改革法（TRAIN）と1997年内国歳入法（旧法）の規定を比較したものです。

共和国法第10963号は、官報に掲載された後（2017年12月27日に掲載）、2018年1月1日に発効しています。

内国歳入庁長官に与えられた権限

情報収集、喚問、調査、証言を取る権限	Sec. 5 (B) BIR長官は、内国歳入庁の税務調査の対象となる者以外の者、国や地方公共団体、政府機関及び財団またはその職員から情報を入手する権限を持つ	追加の規定: 協同組合開発庁による内国歳入庁(BIR)及び財務省(DOF)への税インセンティブレポートの提出。報告書には、所得税、付加価値税(VAT)、その他の税制優遇措置についての情報が含まれていなければならない。インセンティブレポートは、Tax Incentives Management and Transparency Act (TIMTA—税務インセンティブの管理と透明性に係る法)の下で作成されたデータベースに含まれる
税申告の調査、納税額の決定	Sec. 6 (A) BIR長官または正式に権限を与えられたその代理人は、納税者の調査と、申告後の正確な税額の評価を承認することが出来る	BIR長官または正式に権限を与えられたその代理人は、あらゆる政府機関による事前許可の要否に関わらず、当該権限を有するものとする
不動産価値を定める権限	Sec. 6 (E) BIR長官は、不動産の公正市場価値を決定する権限を有する	不動産の公正市場価値の決定には、公的及び民間の不動産鑑定士との相談が必要であり、影響を受ける当事者に事前通知することことが要求される。財務長官による規則発行により、3年ごとに地価評価額が自動的に修正される。地価評価額の調整は、公表されない限り有効ではない。評価基準と相談記録は、納税者の照会に利用出来る公的記録でなければならない

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
-----------------	--	-----------------

内国歳入庁長官に与えられた権限

個人所得
税率

Sec. 24 (A) (2)
給与所得者及び自営業者/プロ
フェッショナル専門家

Not over PHP10,000	5%
Over PHP10,000 but not over PHP30,000	PHP500 + 10% of the excess over PHP10,000
Over PHP30,000 but not over PHP70,000	PHP2,500 + 15% of the excess over PHP30,000
Over PHP70,000 but not over PHP140,000	PHP8,500 + 20% of the excess over PHP70,000
Over PHP140,000 but not over PHP250,000	PHP22,500 + 25% of the excess over PHP140,000
Over PHP250,000 but not over PHP500,000	PHP50,000 + 30% of the excess over PHP250,000
Over PHP500,000	PHP125,000 + 32% of the excess over PHP500,000

A. 給与所得者

2018年1月1日～

Not over PHP250,000	0%
Over PHP250,000 but not over PHP400,000	20% of the excess over PHP250,000
Over PHP400,000 but not over PHP800,000	PHP30,000 + 25% of the excess over PHP400,000
Over PHP800,000 but not over PHP2m	PHP130,000 + 30% of the excess over PHP800,000
Over PHP2 but not over PHP8m	PHP490,000 + 32% of the excess over PHP2m
Over PHP8m	PHP2,410,000 + 35% of the excess over PHP8m

2023年1月1日以降

Not over PHP250,000	0%
Over PHP250,000 but not over PHP400,000	15% of the excess over PHP250,000
Over PHP400,000 but not over PHP800,000	PHP22,500 + 20% of the excess over PHP400,000
Over PHP800,000 but not over PHP2m	PHP102,500 + 25% of the excess over PHP800,000
Over PHP2 but not over PHP8m	PHP402,500 + 30% of the excess over PHP2m
Over PHP8m	PHP2,202,500 + 35% of the excess over PHP8m

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

B. 自営業者/プロフェッショナル専門家

- 総売上高・受取額及びその他の営業外収益が VAT の基準額(PHP3,000,000)を超えない場合、納税者は、以下の課税方法から選択出来る
- PHP250,000を超える総売上高・受取額及びその他の営業外収益の8%。または
- Aの所得税率テーブルの適用

C. 給与所得と事業所得の双方を得ている混合所得者は、以下のように課税されるものとする

給与所得 – 所得税率テーブルの適用

事業所得、プロフェッショナル職における所得 –

- VAT基準額を超過した場合 - 所得税率テーブルの適用
- VAT基準額を下回る場合 – PHP250,000を超える総売上高・受取額及びその他の営業外収益の8%。または所得税率テーブルの適用

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
パッシブ所得 (利息、ロイヤルティ、賞品及びその他の懸賞金 (フィリピン国民、居住外国人))	Sec. 24 (B) (1) フィリピン慈善宝くじ事務局 (“PCSO”) の懸賞金とロト賞金は20%の最終税から免除される 拡大外国通貨預金制度に基づく銀行からの受取利息収入は、7.5%の最終税の対象となる	PHP10,000を超えるPCSOとロト賞金は、20%の最終税の対象となる 拡大外国通貨預金制度に基づく銀行からの受取利息収入は、15%の最終税の対象となる
非上場株式の売却によるキャピタルゲイン (フィリピン国民、居住外国人)	Sec. 24 (C) 証券取引所で取引されていない株式の売却、交換、その他処分に関して、譲渡益の最初のPHP100,000まで5%のキャピタルゲイン税、PHP100,000を超える部分に関しては10%のキャピタルゲイン税が課せられる	非上場株式の売却、交換、その他処分に関して、キャピタルゲイン税15%の税率が適用される
特定の雇用者によって雇用される外国人及び要件を満たすフィリピン人	Sec. 25 (C), (D), (E) 以下の雇用者に雇用されている外国人、及び要件を満たすフィリピン人は所得税15%の最終源泉税が適用される • 多国籍企業の地域本部 (RHQ)、地域事業本部 (ROHQ) • オフショア銀行 (OBU) • 石油サービス請負業者及び下請け業者	2018年1月1日以降に、SEC (証券取引委員会) に登録されたRHQ、ROHQ、OBU、石油サービス請負業者及び下請け業者の従業員には、優遇税制を適用しない 2017年12月31日現在の既存のRHQ、ROHQ、OBU、石油サービス請負業者及び下請け業者の現在及び将来の要件を満たす従業員は、優遇税制を享受する[大統領による拒否権の行使]

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997年内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
法人所得税条項の修正		
政府が所有または管轄する法人、機関、仲介者	Sec. 27 (C) GSIS (公務員保険機構)、SSS (社会保障機構)、PhilHealth (フィリピン健康保険公社)、地方の水道区及び PCSO (フィリピン慈善宝くじ事務局) は、法人所得税を免除される	PCSOの法人所得税免除を廃止
パッシブ所得 (預金及び預金代替物からの受取利息またはその他の金銭的利益)	Sec. 27 (D) (1) 拡大外国通貨預金制度に基づく銀行からの受取利息収入は、7.5%の最終税の対象となる	拡大外国通貨預金制度に基づく銀行からの受取利息収入は、15%の最終税の対象となる
非上場株式の売却によるキャピタルゲイン (フィリピン内国法人)	Sec. 27 (D) (2) 証券取引所で取引されていない株式の売却、交換、その他の処分に関して、譲渡益の最初の PHP100,000まで5%のキャピタルゲイン税、PHP100,000を超えた部分に関しては10%のキャピタルゲイン税が課せられる	証券取引所で取引されていない株式の売却、交換、その他の処分から生じる譲渡益に対して、一律15%のキャピタルゲイン税が適用される
控除項目に関する規定の修正		
13ヶ月賞与及びその他給付金の控除	Sec. 32 (B) (7) (e) 13ヵ月賞与及びその他の給付金について PHP82,000を超えない範囲で、総所得の計算から除外する 大統領は、消費者物価指数を使用して、3年ごとに所得税免除額を調整することが出来る	13ヶ月賞与及びその他の給付金の総所得不算入額を PHP90,000に増額 大統領による金額調整条項を削除

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文 (共和国法第10963号、1997年内国歳入法) を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
平社員以外に対する付加給付税(FBT)	Sec. 33 (A) 平社員以外に付与されたFRINGE BENEFITは、最終税率が32%になる。グロスアップされた現物給与換算額は、付加給付の実際の金銭価額を68%で除することにより決定される	2018年1月1日より、平社員以外に付与されたFRINGE BENEFITは、最終税率が35%となる。グロスアップされた現物給与換算額は、付加給付の実際の金銭価額を65%で除することにより決定される
選択的標準控除 (“OSD”)	Sec. 34 (L) 非居住外国人以外を除き、総所得からの個別控除に代わって、総売上/総受取の40%を超えない額での標準控除を選択することが出来る	一般的なプロフェッショナルパートナーシップ (General Professional Partnership-GPP) の場合、OSDは、GPPまたはそのパートナーシップを構成するパートナーのいずれかによって1回のみ使用出来る
健康・医療保険の掛金の総所得からの控除	Sec. 34 (M) 世帯の課税対象年度の総所得がPHP250,000を超えないことを条件として、個人の健康保険及び/または医療保険について、年額PHP2,400または月額PHP200の保険料を控除することが可能	廃止
追加の控除について	Secs. 35 and 79 (D) • PHP50,000 人的基礎控除 • PHP25,000 扶養控除 (一定の要件を満たす扶養家族一人当たり (4人まで)) • 非居住外国人に認められる基礎控除	廃止
相続、信託財産に関する控除	Sec. 62 PHP20,000を相続または信託の所得から控除することが出来る	廃止

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
源泉徴収 所得税 - 夫妻	Sec. 79 (F) 夫が世帯主であり、被扶養者に関する追加控除の正当な請求者であるものとみなす 妻の賃金からは、源泉徴収表のゼロ控除に従った税を源泉徴収する	廃止
申告及び納付		
個人の申告納税	Sec. 51 (A) (2) (a) 総所得が人的基礎控除、扶養控除の免除の総額を超えない個人は、所得税の確定申告を提出する必要はない	給与所得者の課税所得が PHP250,000を超えない個人は、確定申告書(Income Tax Return-ITR)を提出する必要はない 追加の規定: ITRは、紙ベースまたは電子形式で以下の情報を含み、最大4ページで構成される • 個人のプロフィール情報 • サービス提供の対価、事業活動の遂行、或いは専門業務の実施から生じる総売上/総受取/総所得 (但し、税法で定める最終税の対象となる所得を除く) • 税法で認められる控除 • 税法に基づく課税所得 • 要納付所得税額

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997国内歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
		Sec. 51-A 単一の雇用者から給与所得のみを受け取った個人で、当該給与所得に係る税金が正しく源泉徴収されていれば、年度の確定申告書を提出する必要はない
		雇用者によって提出され、BIRによって受領された源泉徴収票は、従業員の所得税申告書の代替と認められる（みなし申告）
法人の申告納税	Sec. 52 (A) 申告書は、社長、副社長またはその他の主要役職者により提出され、当該役職者及び財務役または財務役補による宣誓書が付されていないなければならない	法人所得税申告書は、紙ベースまたは電子形式で以下の情報を含み、最大4ページで構成される • 企業のプロフィール情報 • サービス提供の対価、事業活動の遂行から生じる総売上/総受取/総所得（但し、税法で定める最終税の対象となる所得を除く） • 税法で認められる控除 • 税法に基づく課税所得 • 要納付法人所得税額 上記の規定は、TIMTAの実施に影響を与えてはならない

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997年内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
個人及び法人の所得税の納付及び査定	Sec. 56 (A) (2) 納付すべき税金がPHP2,000を超えている場合、法人以外の納税者は、2回の均等払いで税金を納付することが出来る。初回の納付は、申告書が提出された時点で、暦年末後の7月15日以前に2回目の納付を行う	2回目の支払は、暦年末後の10月15日またはそれ以前
控除可能源泉所得税	Sec. 57 (B) 財務長官は、支払法人/個人に対し、フィリピンに居住している自然人または法人に対する支払所得項目に対して、1%以上32%以下の税率で税の源泉徴収を要求することが出来る	2019年1月1日より源泉徴収の税率は、支払所得項目の1%以上15%以下でなければならない
源泉徴収税の申告及び納付	Sec. 58各四半期末から25日以内に最終源泉徴収税の申告納付が行われる	源泉徴収税が行われた四半期の翌月の最終日までに、最終源泉及び控除源泉税の申告書が提出され、支払が行われる
	源泉徴収が行われた四半期の翌月の最終日までに控除可能な源泉徴収税の申告納付が行われるものとする	
	BIR長官は、政府の利益保護上必要な場合に、財務長官の承認のもと、源泉徴収義務者に対し、控除または徴収した税をより頻繁に納付または供託することを要求することが出来る	BIR長官に、より頻繁な源泉税納付の要求を認める規定は廃止
個人の所得税申告	Sec. 74 (A) 所得税の対象となる個人で、自営業による所得も受け取っている者は、現課税年度の概算所得を4月15日までに申告しなければならない	概算所得税申告書の提出は、5月15日以前に行うものとする

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
概算所得税の申告及び納付	Sec. 74 (B) 概算所得税額は、4分割払いで支払われ、4回目の分割払いは、翌暦年の4月15日またはそれ以前に納付しなければならない	4回目の税額の支払いは、翌暦年の5月15日以前に行われるものとする

相続税規定の修正

相続税率 Sec. 84 相続税率テーブル 相続税率は一律6%

Over	But Not Over	The Tax Shall Be	Plus	Of the Excess Over
	PHP200,000	Exempt		
PHP200,000	PHP500,000	0	5%	PHP200,000
PHP500,000	PHP2m	PHP15,000	8%	PHP500,000
PHP2m	PHP5m	PHP135,000	11%	PHP2m
PHP5m	PHP10m	PHP456,000	15%	PHP5m
PHP10m	And Over	PHP1,215,000	20%	PHP10m

控除

Sec. 86 (A) フィリピン国民または居住者には、以下の控除が認められる

- 経費、損失、借金、税金（その他、PHP200,000を超えない葬儀費用、司法経費）
- PHP1mを超えない住宅
- PHP1mの基礎控除
- PHP500,000を超えない医療費
- 葬儀費用、司法経費、医療費の控除を廃止
- 住宅の控除金額をPHP10mに増額
- 基礎控除をPHP5mに増額

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
	Sec. 86 (B) フィリピン国民ではない非居住者には、以下の控除が認めらる	
	- 経費、損失、借金、税金（その他、PHP200,000を超えない葬儀費用、司法経費） - 過去に課税された財産 - 一般利用のための譲渡	- 経費、損失、借金、税金の控除を廃止 - 基礎控除はPHP500,000 - 遺産に対する債権、破産者に対する請求、未払いの抵当権は、遺産からの控除として請求出来る
	Sec. 86 (D) フィリピン国民以外の非居住者である個人は、フィリピン国外にある非居住者の財産の総額を申告しない限り、いかなる控除も請求することができない	廃止
死亡の通知	Sec. 89 総遺産額がPHP20,000を超える場合は死亡通知の提出が必要	廃止
相続税申告	Sec. 90 (A) (1) 当該遺産が登録または登録可能な財産からなる遺産の総額にかかわらず、すべての移転、またはPHP200,000を超えるものは、相続税申告を提出する	相続税の対象となるすべての移転は、当該遺産が登記または登録可能な財産からなる遺産の総額にかかわらず、相続税申告書を提出する
	(A) (3) 総額がPHP2mを超える相続税申告書は、公認会計士(CPA)による証明を受けなければならない	総額がPHP5mを超える相続税申告書は、公認会計士(CPA)による証明を受けなければならない

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
	Sec. 90 (B) 相続税申告書は、被相続人の死亡から6ヶ月以内に提出しなければならない	相続税申告書は、被相続人の死亡から1年以内に提出しなければならない
相続税の 納付	Sec. 91 相続税の納付	追加の規定： 十分な現金を有しない場合は、法定申告期限からペナルティなく、2年以内に分割して相続税を納付することが出来る
株式、債券、または権利の移転に先立つ税金支払	Sec. 97銀行は、税金が既に支払われていることをBIR長官が証明しない限り、被相続人の銀行口座からの引き出しを認めてはならない 遺産の管理者または相続人のいずれかがBIR長官の承認を得た場合、相続税が支払われたことを長官が証明しなくてもPHP20,000を超えない額を引き出すことが出来る	口座保有者の死亡を知っている銀行は、被相続者の預金口座から6%の最終源泉徴収を行わなければならない

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

贈与税規定の修正

贈与税率

Sec. 99 (A) and (B) 贈与税率は以下の通り

a. 親族 - 贈与のネット金額に対して

Over	But Not Over	The Tax Shall Be	Plus	Of the Excess Over
	PHP100,000	Exempt		
PHP100,000	PHP200,000	0	2%	PHP100,000
PHP200,000	PHP500,000	PHP2,000	4%	PHP200,000
PHP500,000	PHP1m	PHP14,000	6%	PHP500,000
PHP1m	PHP3m	PHP44,000	8%	PHP1m
PHP3m	PHP5m	PHP204,000	10%	PHP3m
PHP5m	PHP10m	PHP404,000	12%	PHP5m
PHP10m		PHP1,004,000	15%	PHP10m

b. 第三者 - 贈与のネット金額に対して30%

受益者が親族であるか、第三者であるかにかかわらず、暦年に行われた贈与**PHP250,000**を超える贈与総額に対し、贈与税率は一律**6%**

十分な対価のない移転	Sec. 100公正市場価値が財産移転の対価の額を超える金額は、贈与とみなされる	追加の規定： 通常の事業活動の過程（真実の取引、アームズレングス原則、寄付の意図なし）で行われた販売、交換、またはその他の移転は、適切かつ十分な対価でなされたとみなす
------------	--	---

特定の贈答品の免除	Sec. 101 (A) 結婚のために行われた寄付金や贈り物でPHP10,000を超えない額は、贈与税が免除される	廃止
-----------	--	-----------

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

VAT課税範囲の拡大

物品のVAT
ゼロレー
ト取引

Sec. 106 (A) (2) VATゼロレー
トの物品取引

a) 以下を含む輸出取引

1. フィリピンから外国への物品の販売と実際の出荷
2. 非居住者たる輸入業者に対する売上で、その物品が物品の製造、加工、包装のために使用するため、フィリピン国内の輸出業者に出荷されるもの
3. 輸出版売が年間総生産の70%を超える輸出企業への原材料または梱包材の販売
4. 中央銀行(BSP)への金の販売
5. 「オムニバス投資法」またはその他の特別法により輸出とみなされるその他の売上
6. 国際海運または国際航空運送業務に従事する者への商品、供給品、機器及び燃料の販売

b) 外貨建て販売

c) 特別法または国際協定に従ってそれらのものに対する売上が零税率の対象とされているもの

- ~~特別法の下で、別の関税領域とされている登録企業への物品販売、共和国法第9593号に基づく観光インフラ企業誘致区庁 (THEZA) である観光事業地域内の登録企業への販売を輸出取引とする—[大統領による拒否権行使]~~
- 中央銀行への金の販売は、輸出取引からVAT免税取引へ分類
- Item 6 は、物品、供給品、機器及び燃料を国際海運及び航空輸送業務に使用することを条件として、輸出版売とする
- 納税者のVAT還付申請時から90日以内に還付を行える効果的なVAT還付システムをBIRが構築でき、且つ2017年12月31日時点でペンディングとなっているVAT還付申請が、2019年12月31日までに完全に現金で還付された段階で、Items 2, 3, and 5を輸出売上とはみなさない

外貨建て販売はVATゼロレート取引から除外

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
サービス 売上の範 囲	Sec. 108 (A) サービス売上の 範囲	発電会社による電力販売、配 電業者等による送電、(電気協 同組合を含む)を含む
サービス 売上のVAT ゼロレー ト取引	Sec. 108 (B) VATゼロレート のサービス売上取引	- Item 1は、これらのサービ スが専ら国際海運及び国 際航空輸送業務のためで ある場合に、VATゼロレー トとして認められる - フィリピンから外国への 旅客及び貨物の輸送に関 するゼロレートは、国内 航空または船舶にのみ適 用 特別法の下で、別の関税 領域とされている登録企 業へのサービス提供、共 和国法第9593号に基づく 観光インフラ企業誘致区 庁 (THEZA) である観光事 業地域内の登録企業への 販売を輸出取引とする— [大統領による拒否権行 使] - 納税者のVAT還付申請時か ら90日以内に還付を行え る効果的なVAT還付シス テムをBIRが構築でき、且 つ2017年12月31日時点で ペンディングとなってい るVAT還付申請が、2019 年12月31日までに完全 に現金で還付された段階 で、Items 3, 4を輸出売上 とはみなさない

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997年内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
VAT免税取引	Sec. 109 (1) VAT免税取引 1. プロフェッショナル専門職がフィリピン国内に持ち込む機材等で、当人の入国の90日前後に国内持ち込まれたもの 2. 低コスト住宅用に使用される不動産の売却、及び PHP1.5m (RR No.16-2011 でPHP1,919,500に調整) 以下の住宅用土地または PHP2.5m (RR No.16-2011 でPHP3,199,200に調整) 以下の居住用の家屋 3. 月額家賃PHP10,000 (RR No. 16-2011でPHP12,800に調整) 以下の居住用ユニットの賃貸 4. 国際海運、国際空輸事業を行う者による燃料、物品等の輸入 5. その他の取引で、年間売上高がPHP1.5m未満 (RR No. 16-2011でPHP1,919,500に調整) の者が行う取引	• プロフェッショナル機材に関する免税の拡大（それらが海外に住むフィリピン人、その家族等に帰属する場合でも対象） • 2021年1月1日から、VAT免除は、主に顧客に販売目的、リース目的の不動産の売却には適用されず、社会化住宅用に売却された不動産の売却、ロット及びその他の居住用住宅の免税取引の上限は PHP2mに縮小される • item 3に関して、PHP10,000の上限は PHP15,000とし、今後はフィリピン統計局によって公表されたCPIを使用して調整しない • 燃料、物品及び物資の輸入のVAT免除は、国際海運又は国際航空輸送業務に使用される場合にのみ適用される • Item 5に関して、VAT免税上限をPHP3mに増額 • 高齢者及び障害者への物品やサービスの販売またはリースに関して免税 • 税法40 (C) (2) に基づく財産の譲渡の免除を追加 • 会費、その他、ホームオーナーズアソシエーション、コンドミニウムコーポレーションが徴収する料金の免税

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
		- 中央銀行への金の販売はVAT免税取引に分類 2019年1月1日より、糖尿病、高コレステロール及び高血圧症に処方された薬物及び医薬品の販売は、VAT免税取引に含まれる
控除可能 インプ ットVAT	Sec. 110 (A) (2)(b) 減価償却控除が認められている事業に使用するために購入または輸入された資本財に対するInput VATは、VATを除く取得費用の総額が PHP1mを超える場合、取得月とその後の59ヶ月にわたって均等に配分することが出来る	Input VATの償却は、2021年12月31日までは認められる。但し、その時点で購入または輸入された資本財に未使用のInput VATを有する納税者は、それが完全に使用されるまでは償却を継続できる。
Input VAT 還付が行 われる期 間	Sec. 112 (C) BIR長官は、納税者が申請書類を提出した日から120日以内に、控除可能な税金の現金還付または税額控除証明書の発行を行わなければならない 税還付請求の全部または一部の否認、またはBIR長官が上に規定された期間内に申請に応じることができなかった場合、納税者は、請求の否認後または120日経過後、税務裁判所(CTA)に提訴することが出来る	BIR長官は、納税者が還付申請をサポートする領収書または請求書及びその他の書類を提出した日から90日以内に、税金の払い戻しを行うものとする 還付請求を否認する場合、BIR長官は、否認する法的及び事実上の根拠を書面で述べなければならない 還付請求の全部または一部否認の場合、納税者は、請求を否認する決定を受けてから30日以内に、CTAに提訴することが出来る BIRの職員、従業員が90日間の期間内に申請に応じることができなかった場合、ペナルティが科される

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
VAT申告及び納付	Sec. 114 (A) VAT納付義務を有する全ての者は、各課税対象四半期の終了後25日以内に、VAT申告書を提出する 加えて、VAT登録者は毎月VATを納付するものとする	2023年1月1日より、VATの申告と納付は、課税対象となる各四半期の終了後25日以内に行う
VAT源泉徴収	Sec. 114 (C) 政府、政府機関は、商品及びサービスの購入を支払う前に、その総支払額の5%の税率でVATを差し引いて源泉徴収しなければならない 非居住者であるオーナーに対する賃借料の支払い、不動産または財産権の使用料の支払いについては、支払い時に12%の源泉徴収の対象となる	2021年1月1日より、VAT源泉徴収制度は最終税から控除可能なものに移行する。ODA案件に基づく商品やサービスの購入のための支払いは、VAT源泉徴収税の対象とならない
VAT免税者に関する税		
パーセンテージ税	Sec. 116 売上がVATから免除され、VAT登録者でない者は、四半期売上高または四半期受取の総額の3%に相当する税金を支払うものとする	2019年1月1日より、自営業者及び年間売上・収入がPHP500,000を超えないプロフェッショナル専門職は3%のパーセンテージ税を免除される[大統領による拒否権行使]
現地証券取引所に上場され取引されている株式 (IPO含む) の処分	Sec. 127 (A) ディーラーによる証券売却以外で、現地証券取引所に上場され、取引されている株式の売買、交換、または処分を行う場合には、売却価格または株式の価値の1%の1/2が徴収される	税率を1%の6/10とする
パーセンテージ税の申告と納付	Sec. 128 BIR長官は、その他のパーセンテージ税の納税前払いスキームを含む、申告の時期と納付の方法及び時期を規定することが出来る	廃止

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
-----------------	--	-----------------

石油製品 Sec. 148 以下の項目に関する物品

Manufactured Oils and Other Fuels	Excise tax rates	Effective		
		01/01/08	01/01/19	01/01/20
Lubricating oils and greases	PHP4.50 per liter/kg	PHP8	PHP9	PHP10
Processed gas	0.05 per liter			
Waxes and petrolatum	3.50 per kg			
Denatured alcohol	0.05 per liter			
Naphtha, regular gasoline and other similar products of distillation	4.35 per liter			
Leaded premium gasoline	5.35 per liter			
Aviation turbo jet fuel	3.67 per liter			
Kerosene	0.00 per liter			
Diesel fuel oil	0.00 per liter			
Liquefied Petroleum Gas	0.00 per liter			
Asphalt	0.56 per kg			
Bunker fuel oil	0.00 per liter			
Lubricating oils (per liter) and greases (per kg)				
Processed gas (per liter)		8	9	10
Waxes and petrolatum (per kg)		8	9	10
Denatured alcohol (per liter)		8	9	10
Naphtha, regular gasoline, PYROLYSIS GASOLINE and other similar products of distillation (per liter)		7	9	10
UNLEADED premium gasoline (per liter)		7	9	10
Aviation turbo jet fuel, AVIATION GAS (per liter)		4	4	4
Kerosene (per liter)		3	4	5
Diesel fuel oil (per liter)		2.50	4.50	6
Liquefied Petroleum Gas (per kg)		1	2	3
Asphalt (per kg)		8	9	10
Bunker fuel oil (per liter)		2.50	4.50	6
Petroleum coke (per metric ton)		2.50	4.50	6

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

2018年から2020年の石油製品の増税スケジュールは、予定される増税前の3ヶ月間のMOPS (Mean of Platts Singapore)に基づくドバイ原油価格が1バレル80ドル以上に達した場合、増税が凍結される。

以下の項目は物品税を免除する

- 石油化学製品の生産または石油製品の精製、または天然ガス火力コンバインドサイクル発電プラントの代替燃料の原料として使用されるナフサと熱分解ガソリン
- それらが蒸留の製品として分類され、ガソリンの製造にのみ使用されるているか否かに関わらず、石油製品の生産
- 石油化学製品の生産の原料として使用される液化石油ガス
- 石油コークスを発電施設の原料として使用する場合

製造又は物品税が課税される物品及びその一部を生産するのに使用される購入したベースストック（バンカー）に支払われた物品税は、そこから生じる物品税に対して控除されるものとする

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
		ナフサ、LPG、石油、コークス、製油所燃料及び蒸留の他の製品を含む石油製品（石油化学製品の製造、石油製品の製造、または石油製品の代替燃料としての供給原料または天然ガス火力コンバインドサイタル発電プラントの非稼働時に、天然ガスを地元で採掘する代わりに原材料として使用される場合）、財務長官が公布する規則及び規制に従って、1リットルあたり物品税をPIPOとする。〔大統領の拒否権〕 ナフサの石油化学製品への加工時に発生する燃料油、ディーゼル燃料、灯油、熱分解ガソリン、液化石油ガス等、そのほか同程度の発電力を有する副産物は、(このような副産物が販売、交換によって地元の製油所のいずれかに移送される場合、もしくは消費税の対象となる最終製品へのさらなる加工または混合を目的とする場合は除き) 物品税適用の対象となる。〔大統領による拒否権行使〕
燃料のマーキング	既存の規定なし	Sec. 148-A財務長官は、フィリピンで精製、製造または輸入された石油製品に公式の燃料マーキングまたは同様の技術を使用することを要求し、税金、関税の支払いを受けることが出来る

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963																												
自動車	Sec. 149	修正後は以下の通り																												
	自動車の物品税は以下の通り																													
	<table><tr><th colspan="3">Automobiles</th></tr><tr><th>Over</th><th>Up to</th><th>Excise Tax Rates</th></tr><tr><td>0</td><td>PHP600,000</td><td>2%</td></tr><tr><td>600,000</td><td>1.1m</td><td>12,000 + 20% in excess of 600,000</td></tr><tr><td>1.1m</td><td>2.1m</td><td>112,000+ 40% in excess of 1,100,000</td></tr><tr><td>2.1m</td><td></td><td>512,000 + 60% in excess of 2,100,000</td></tr></table>	Automobiles			Over	Up to	Excise Tax Rates	0	PHP600,000	2%	600,000	1.1m	12,000 + 20% in excess of 600,000	1.1m	2.1m	112,000+ 40% in excess of 1,100,000	2.1m		512,000 + 60% in excess of 2,100,000	<table><tr><th colspan="2">Excise tax rates</th></tr><tr><td>Not over PHP600,000</td><td>4%</td></tr><tr><td>Over PHP600,000 to PHP1m</td><td>10%</td></tr><tr><td>Over PHP1m to PHP4m</td><td>20%</td></tr><tr><td>Over PHP4m</td><td>50%</td></tr></table>	Excise tax rates		Not over PHP600,000	4%	Over PHP600,000 to PHP1m	10%	Over PHP1m to PHP4m	20%	Over PHP4m	50%
Automobiles																														
Over	Up to	Excise Tax Rates																												
0	PHP600,000	2%																												
600,000	1.1m	12,000 + 20% in excess of 600,000																												
1.1m	2.1m	112,000+ 40% in excess of 1,100,000																												
2.1m		512,000 + 60% in excess of 2,100,000																												
Excise tax rates																														
Not over PHP600,000	4%																													
Over PHP600,000 to PHP1m	10%																													
Over PHP1m to PHP4m	20%																													
Over PHP4m	50%																													
	財務長官が隔年で定める税カテゴリーは、米ドルに対するフィリピンペソの為替レートの変化にペッグする	ハイブリッド車は自動車に適用される物品税率の50%の対象となる。純粋な電気自動車及びピックアップは、自動車の物品税を免除される																												
		ジープは自動車とみなされ、ピックアップはトラックとみなされる（つまり、自動車とみなされない）																												
		財務長官による税カテゴリーは削除																												
必須ではないサービス (On Non-Essential Services)	既存の規定なし	Sec. 150-A 美容目的のための手術、美容整形から生じる総受取に対して5%の課税を行う																												
		物品税の免除は以下の通り																												
		- 先天的な欠陥または異常、事故または外傷に起因する人身傷害、または疾患、腫瘍、ウイルスまたは感染の変形により生じる奇形を改善するために必要な措置 - 国民健康保険プログラムの対象となるケースまたは治療																												

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997国内歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963						
加糖飲料	既存の規定なし	Sec. 150-B以下のスケジュールに基づいて、甘味飲料に容量1リットル当たりの税金を課す						
		<table><tr><td>カロリー甘味料のみを使用している加糖飲料、及びノンカロリー甘味料のみを使用している加糖飲料、また、上記を混合した甘味料を使用している加糖飲料</td><td>PHP6/liter</td></tr><tr><td>高果糖コーンシロップのみ、或いは高果糖コーンシロップとカロリー甘味料、ノンカロリー甘味料の組み合わせを使用している加糖飲料</td><td>PHP12/liter</td></tr><tr><td>ココナッツシュガーのみ、或いはステビア配糖体のみを使用している加糖飲料</td><td>exempt</td></tr></table>	カロリー甘味料のみを使用している加糖飲料、及びノンカロリー甘味料のみを使用している加糖飲料、また、上記を混合した甘味料を使用している加糖飲料	PHP6/liter	高果糖コーンシロップのみ、或いは高果糖コーンシロップとカロリー甘味料、ノンカロリー甘味料の組み合わせを使用している加糖飲料	PHP12/liter	ココナッツシュガーのみ、或いはステビア配糖体のみを使用している加糖飲料	exempt
カロリー甘味料のみを使用している加糖飲料、及びノンカロリー甘味料のみを使用している加糖飲料、また、上記を混合した甘味料を使用している加糖飲料	PHP6/liter							
高果糖コーンシロップのみ、或いは高果糖コーンシロップとカロリー甘味料、ノンカロリー甘味料の組み合わせを使用している加糖飲料	PHP12/liter							
ココナッツシュガーのみ、或いはステビア配糖体のみを使用している加糖飲料	exempt							

以下の製品はこの規定の下で、物品税課税対象とはならない

1. 乳製品
2. 100% フルーツジュース
3. 100% 野菜ジュース
4. 食事の代替と医学的に認められた飲料
5. コーヒー、インスタントコーヒー、包装された粉末コーヒー製品

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963						
鉱物製品	Sec. 151	法律または特別法で付与されているインセンティブに関係なく、国産または輸入石炭及びコークスに対する物品税が引き上げられる						
	石炭、コークスに関して PHP10/metric ton の物品税							
	すべての非金属鉱物及び採石場資源の総生産量の実際の市場価値の2%	<table><tr><td>Effective 1 January 2018</td><td>PHP50/metric ton</td></tr><tr><td>Effective 1 January 2019</td><td>PHP100/metric ton</td></tr><tr><td>Effective 1 January 2020</td><td>PHP150/metric ton</td></tr></table>	Effective 1 January 2018	PHP50/metric ton	Effective 1 January 2019	PHP100/metric ton	Effective 1 January 2020	PHP150/metric ton
	Effective 1 January 2018	PHP50/metric ton						
	Effective 1 January 2019	PHP100/metric ton						
Effective 1 January 2020	PHP150/metric ton							
- 金属鉱物には以下の課税 a) 銅及びその他の金属鉱物 - 1 to 2%; b) 金、クロマイト - 2%	- 非金属及び金属鉱物に対する物品税 4% - 国産石油に対する物品税 6%							
国産石油の 3%								

石油製品及びその他の物品税に関連する規定

生産量及び輸入量を把握する計数及び計量装置の提供	Sec. 155物品税の対象となるタバコ、アルコール製品、石油製品及びその他の物品の製造業者は、生産された製品の量及び数を可能な限り正確に把握するのに必要な適切な計数または計量装置を提供しなければならない	製造者及び/または輸入者は、生産量及び輸入量を把握するために計数装置または計量装置を提供しなければならない 追加の規定: - 財務省は、すべての石油製造業者及び/又は輸入者並びにそれらによって製造及び/又は輸入される物品の登録を管理する - 財務省は、石油製品が製造、輸入、または石油製造業者及び/または輸入業者の保管庫にある場合に、リアルタイムでの在庫表の作成を義務付ける - 完成石油製品の輸入者は、認定された計量機器を提供しなければならない
--------------------------	---	---

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997年内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
課税対象 商品の検 査におけ る内国歳 入庁の権 限	Sec. 171課税商品の検査におけ る内国歳入庁の権限	課税商品の検査における内国 歳入庁の権限 追加の規定: • BIR長官またはその認定 代理人は、国内市場を対 象とした燃料の販売、 輸送、流通または輸入販 売に従事する者の倉庫、 貯蔵タンク、ガソリンス タンド及びその他の小売 店、その他について、定 期的な無作為フィールド テスト及び確認試験を行 うことが出来る • 無作為試験は、税務当局 または税関オフィサー、 燃料マーキング・プロバ イダ、及び試験される燃 料の所有者の認可された 代理人の存在下で実施さ れなければならない • 無作為テストが実施され ている場所に割り当てら れている従業員が所有者 の権限を有する代表者と みなされる • すべてのフィールドテス トは、適切に撮影また はビデオテープで記録さ れ、文書化されなければ ならない

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
		- 無作為に試験された燃料のサンプルは、税務当局または税関事務所担当者が、マーキングされていない、不純物の混じった、または希釈されていないものを発見したときに、直ちに入手しなければならない - 燃料試験施設で発行された確認燃料試験証明書は、発行日以降の法的目的で有効であり、裁判において、決定的証拠となる
すべての石油製品のマーキング	既存の規定なし	財務長官は、フィリピンに精製、製造、または輸入される石油製品に、公式の燃料マーキングまたは同様の技術の使用を要求するものとし、税の支払対象とする

印紙税規定の修正

印紙税

Secs. 174-175, 177-182,
186,188-195 DSTは以下の通り

Original issuance of shares	PHP1.00 on each 200 of the par value or actual consideration for no-par shares
Sales, agreements to sell, memoranda of sales, deliveries or transfer of shares	PHP0.75 on each 200 of the par value; or 25% of the DST paid upon original issuance of no-par shares
Certificate of profits or interest in property or accumulations	PHP0.50 on each 200 of the face value
Bank checks, drafts, certificates of deposit not bearing interest, and other instruments	PHP1.50 on each instrument
Debt Instruments	PHP1.00 on each 200 of the issue price
Bills of exchange or drafts	0.30 on each 200 of the face value

変更後

Original issuance of shares	PHP2.00 on each 200 of the par value or actual consideration for no-par shares
Sales, agreements to sell, memoranda of sales, deliveries or transfer of shares	PHP1.50 on each 200 of the par value; or 50% of the DST paid upon original issuance of no-par shares
Certificate of profits or interest in property or accumulations	PHP1 on each 200 of the face value
Bank checks, drafts, certificates of deposit not bearing interest, and other instruments	PHP3 on each instrument
Debt Instruments	PHP1.50 on each 200 of the issue price
Bills of exchange or drafts	0.30 on each 200 of the face value

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
	Acceptance of bills of exchange and others	Acceptance of bills of exchange and others
	PHP0.30 on each 200 of the face value	PHP0.60 on each 200 of the face value
	Foreign bills of exchange and letters of credit	Foreign bills of exchange and letters of credit
	PHP0.30 on each 200 of the face value	PHP0.60 on each 200 of the face value
	Policies of annuities or other instruments	Policies of annuities or other instruments
	PHP0.50 on each 200 of premium or instalment payment	PHP1 on each 200 of premium or instalment payment
	Pre-need plans	Pre-need plans
	PHP0.20 on each 200 of the premium or contribution collected	PHP0.40 on each 200 of the premium or contribution collected
	Certificates	Certificates
	PHP15 per certificate	PHP30 per certificate
	Warehouse receipts	Warehouse receipts
	PHP15 per warehouse receipt (valued at 200 or more)	PHP30 per warehouse receipt (valued at 200 or more)
	Jai-alai, horse race tickets, lotto, or other authorized number games	Jai-alai, horse race tickets, lotto, or other authorized number games
	PHP0.10 on every 1.00 cost of the ticket	PHP0.20 on every 1.00 cost of the ticket
	Bills of lading or receipts	Bills of lading or receipts
	Exempt if bill/receipts not exceeding PHP100; PHP1.00 for bill/receipts not exceeding PHP1,000; or PHP10.00 for bill/receipts exceeding PHP1,000	Exempt if bill/receipts not exceeding PHP100; PHP2.00 for bill/receipts not exceeding PHP1,000; or PHP20.00 for bill/receipts exceeding PHP1,000
	Proxies	Proxies
	PHP15 on each proxy of voting	PHP30 on each proxy of voting
	Powers of attorney	Powers of attorney
	PHP5 on each power of attorney; except for acts connected with claims due to/from the government	PHP10 on each power of attorney; except for acts connected with claims due to/from the government
	Leases and other hiring agreements	Leases and other hiring agreements
	PHP3 for the first 2,000 + PHP1 for every 1,000 thereafter	PHP6.00 for the first 2,000 + PHP2.00 for every 1,000 thereafter
	Mortgages, pledges, and deeds of trust	Mortgages, pledges, and deeds of trust
	PHP20 for the first 5,000 + 10 on every 5,000 thereafter	40.00 for the first 5,000 + 20.00 on every 5,000 thereafter

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963																								
	Sec. 183 保険、その他の金融商品には以下のDSTが適用 <table><tr><td>Does not exceed PHP100,000</td><td>Exempt</td></tr><tr><td>Exceeds PHP100,000 but does not exceed PHP300,000</td><td>PHP10</td></tr><tr><td>Exceeds PHP300,000 but does not exceed PHP500,000</td><td>25</td></tr><tr><td>Exceeds PHP500,000 but does not exceed PHP750,000</td><td>50</td></tr><tr><td>Exceeds PHP750,000 but does not exceed PHP1m</td><td>75</td></tr><tr><td>Exceeds PHP1m</td><td>100</td></tr></table>	Does not exceed PHP100,000	Exempt	Exceeds PHP100,000 but does not exceed PHP300,000	PHP10	Exceeds PHP300,000 but does not exceed PHP500,000	25	Exceeds PHP500,000 but does not exceed PHP750,000	50	Exceeds PHP750,000 but does not exceed PHP1m	75	Exceeds PHP1m	100	生命保険のDSTは以下のように上昇 <table><tr><td>Does not exceed PHP100,000</td><td>Exempt</td></tr><tr><td>Exceeds PHP100,000 but does not exceed PHP300,000</td><td>PHP20</td></tr><tr><td>Exceeds PHP300,000 but does not exceed PHP500,000</td><td>50</td></tr><tr><td>Exceeds PHP500,000 but does not exceed PHP750,000</td><td>100</td></tr><tr><td>Exceeds PHP750,000 but does not exceed PHP1m</td><td>150</td></tr><tr><td>Exceeds PHP1m</td><td>200</td></tr></table>	Does not exceed PHP100,000	Exempt	Exceeds PHP100,000 but does not exceed PHP300,000	PHP20	Exceeds PHP300,000 but does not exceed PHP500,000	50	Exceeds PHP500,000 but does not exceed PHP750,000	100	Exceeds PHP750,000 but does not exceed PHP1m	150	Exceeds PHP1m	200
Does not exceed PHP100,000	Exempt																									
Exceeds PHP100,000 but does not exceed PHP300,000	PHP10																									
Exceeds PHP300,000 but does not exceed PHP500,000	25																									
Exceeds PHP500,000 but does not exceed PHP750,000	50																									
Exceeds PHP750,000 but does not exceed PHP1m	75																									
Exceeds PHP1m	100																									
Does not exceed PHP100,000	Exempt																									
Exceeds PHP100,000 but does not exceed PHP300,000	PHP20																									
Exceeds PHP300,000 but does not exceed PHP500,000	50																									
Exceeds PHP500,000 but does not exceed PHP750,000	100																									
Exceeds PHP750,000 but does not exceed PHP1m	150																									
Exceeds PHP1m	200																									
	Sec. 196 DSTは、不動産の売却と譲渡で対象となる	DSTは、不動産の売却と譲渡、贈与で対象となる。贈与税の対象から免除された移転はDSTから免除される																								
	Sec. 197 用船その他には以下のDSTが適用 <table><tr><th>Registered tonnage</th><th>DST rate</th></tr><tr><td>Does not exceed 1,000 tons</td><td>PHP500 + an additional tax of PHP50 for each month or fraction of a month in excess of six months.</td></tr><tr><td>Exceeds 1,000 tons and does not exceed 10,000 tons</td><td>PHP1,000 + an additional tax of PHP100 for each month or fraction of a month in excess of six months.</td></tr><tr><td>Exceeds 10,000 tons</td><td>PHP1,500 + an additional tax of PHP150 for each month or fraction of a month in excess of six months.</td></tr></table>	Registered tonnage	DST rate	Does not exceed 1,000 tons	PHP500 + an additional tax of PHP50 for each month or fraction of a month in excess of six months.	Exceeds 1,000 tons and does not exceed 10,000 tons	PHP1,000 + an additional tax of PHP100 for each month or fraction of a month in excess of six months.	Exceeds 10,000 tons	PHP1,500 + an additional tax of PHP150 for each month or fraction of a month in excess of six months.	用船その他には以下のDSTが適用 <table><tr><th>Registered tonnage</th><th>DST rate</th></tr><tr><td>Does not exceed 1,000 tons</td><td>PHP1,000 + an additional tax of PHP100 for each month or fraction of a month in excess of six months.</td></tr><tr><td>Exceeds 1,000 tons and does not exceed 10,000 tons</td><td>PHP2,000 + an additional tax of PHP200 for each month or fraction of a month in excess of six months.</td></tr><tr><td>Exceeds 10,000 tons</td><td>PHP3,000 + an additional tax of PHP300 for each month or fraction of a month in excess of six months.</td></tr></table>	Registered tonnage	DST rate	Does not exceed 1,000 tons	PHP1,000 + an additional tax of PHP100 for each month or fraction of a month in excess of six months.	Exceeds 1,000 tons and does not exceed 10,000 tons	PHP2,000 + an additional tax of PHP200 for each month or fraction of a month in excess of six months.	Exceeds 10,000 tons	PHP3,000 + an additional tax of PHP300 for each month or fraction of a month in excess of six months.								
Registered tonnage	DST rate																									
Does not exceed 1,000 tons	PHP500 + an additional tax of PHP50 for each month or fraction of a month in excess of six months.																									
Exceeds 1,000 tons and does not exceed 10,000 tons	PHP1,000 + an additional tax of PHP100 for each month or fraction of a month in excess of six months.																									
Exceeds 10,000 tons	PHP1,500 + an additional tax of PHP150 for each month or fraction of a month in excess of six months.																									
Registered tonnage	DST rate																									
Does not exceed 1,000 tons	PHP1,000 + an additional tax of PHP100 for each month or fraction of a month in excess of six months.																									
Exceeds 1,000 tons and does not exceed 10,000 tons	PHP2,000 + an additional tax of PHP200 for each month or fraction of a month in excess of six months.																									
Exceeds 10,000 tons	PHP3,000 + an additional tax of PHP300 for each month or fraction of a month in excess of six months.																									

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997年内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
-----------------	--	-----------------

コンプライアンス要件について

会計帳簿の保管	Sec. 232法律によって内国歳入税の納付が要求される者は、仕訳帳と元帳または同等のものを保管しなければならない 四半期ごとの売上、収益、受取、または生産額がPHP50,000を超えないものは、簡略化された帳簿記録を保持するものとする 四半期ごとの売上、収益、受取、または生産額がPHP150,000を超える帳簿は、CPAによって監査されなければならない	法律で内国歳入税の納付が要求される者は、適切な帳簿記録を保持し、使用するものとする 年間売上、収益、受取、または生産額がPHP3,000,000を超える帳簿は、CPAによって監査されなければならない
納税者登録要件	Sec. 236 (A) 納税者登録には、納税者の氏名、様式、居住地、事業その他の情報が必要となる	追加の規定: BIR長官は、自営業者及び/または専門家の事業登録及び税務コンプライアンス要件を簡素化する
	Sec. 236 (G) VAT登録が必要な者は次の通り: - VAT免除対象外のものを除き、過去12ヶ月の総売上高または受取がPHP1.5mを超えている - VAT免除対象外のものを除き、今後12ヶ月間の総売上高または受取がPHP1.5mを超える合理的な理由がある	付加価値税の登録が必要な者は次の通り - VAT免除対象外のものを除き、過去12ヶ月の総売上高または受取がPHP3mを超えている - VAT免除対象外のものを除き、今後12ヶ月間の総売上高または受取がPHP3mを超える合理的な理由がある

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
	Sec. 236 (H) VAT免除者がVAT登録を選択した場合、その後3年間は登録を取り消すことが出来ない	追加の規定： 所得税率テーブル適用の代わりに総売上高または受取の8%の税金を支払うことを選択した者は、付加価値税の登録オプションを利用できない
領収書または請求書の発行	Sec. 237 (A) 内国歳入税の対象となるすべての者は、PHP25以上の商品の販売及び移転、サービスについて、登録され、複写で作成された領収書、または請求書を発行する	内国歳入税の対象となるすべての者は、PHP100以上の商品の販売及び移転、サービスについて、登録され、複写で作成された領収書、または請求書を発行する
		追加の規定： • 本法律の施行から5年以内、かつ必要データを保管し処理するシステムが確立した段階で、物品及びサービスの輸出、電子商取引に関わる納税者、かつ大規模納税者サービスの管轄下にある納税者は、マニュアルによる領収書や、請求書の代わりに電子領収書、請求書を発行することが求められる • 電子領収書、請求書の発行が要求されない納税者も、電子領収書、請求書を選択することが出来る • デジタル記録は、事業所に3年間保管する必要がある

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
	既存の規定なし	Sec. 237-A. 同法の施行から5年以内、かつ必要なデータを保管し処理するシステムが確立した段階で、大規模な納税者サービスの管轄下にある商品やサービスの輸出に従事する納税者は、電子販売システムを使用してBIRにデータを送信することが求められる 機械、デバイス、記憶装置は納税者の負担とする 販売データ及び購入データのデータ処理は、共和国法第10173号、データプライバシー法、税法に基づく納税者情報の違法な漏洩、及び情報の機密性に関するその他の法律の規定に従うものとする サイバー環境、組織、データを保護するための方針、リスク管理アプローチ、行動、訓練、技術は、共和国法第10175号、サイバー犯罪防止法に準拠して確立されるものとする

その他の規定

利息	Sec. 249未払の税金について年間20%の利息が課せられる 不足金利は、支払期日からその全額を支払うまでの期間で計算され、回収されるものとする	延滞利息の利率は、BSPが定める明示的な規定がない場合、法定金利の2倍とする。延滞利息と滞納利息は、いかなる場合にも同時に課されないものとする
ペナルティに関する規定	Sec. 254脱税の場合、PHP30,000以上 PHP100,000以下の罰金、2年以上4年以下の懲役	罰金をPHP500,000以上 PHP10m以下とし、6年以上10年以下の懲役にする

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
	Sec. 264 以下の場合、PHP1,000以上PHP50,000以下の罰金、2年以上4年以下の懲役 • BIRからの許可を得ない領収書または請求書の印刷 • 請求書または領収書の二重または複数のセットの印刷 • 名前、ビジネススタイル、納税者識別番号、個人または団体の事業所の住所が記載されていない、または番号の振られていない領収書または請求書の印刷	罰金をPHP500,000以上PHP10m以下とし、6年以上10年以下の懲役にする 不正な領収書の印刷も犯罪リストに含める
	Cash Register Machine (CRM) マシン/ Point of Sales System (POS) マシンに入力されたデータをBIRの電子営業報告システムに送信できなかった場合、既存のペナルティ規定はなし	Sec. 264-A 不可抗力、または納税者のコントロール外の原因である場合を除き、日毎の違反に対して、現在の課税年度に先立つ2年の監査済み財務諸表に反映された年間純利益の1%の1/10の違約金、もしくはPHP10,000のいずれか高い金額が課せられる 違反日数の合計が一課税年度内に180日を超える場合、納税者の永久閉鎖(Permanent Closure)の追加ペナルティが科せられる
	売上隠蔽装置の購入、使用、所有、販売またはオフアー(割賦、譲渡、更新、アップグレード)に関する既存の罰則規定は存在しない	Sec. 264-B 罰金をPHP500,000以上PHP10m以下とし、2年以上4年以下の懲役にする PHP50mを超える電子売上記録の累積的隠蔽は、経済的妨害とみなされ、最大処罰で罰せられるものとする

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
	燃料マーキングに関する既存の罰則規定はない	Sec. 265-A 国内使用または商品用に保有されているマーキングがされていない燃料の販売、貿易、輸送に従事していることが判明した者、及び公認燃料標示代理人を標識燃料から除去する者、国内市場への販売を目的とした燃料の希釈、またはその事実を知りながら、混用または希釈の結果として得られた燃料の所有、保管、譲渡を行う者は、次のように処罰されるものとする。 1st offense: a fine of PHP2.5m 2nd offense: a fine of PHP5m 3rd offense: a fine of PHP10m and revocation of license to engage in any trade or business 以下のいずれかの行為を行う者は、有罪判決を受けてPHP1m以上PHP5m以下の罰金に処せられ、4年以上8年以下の懲役に処する 1. 明示的な権限を持たない燃料マーカの作成、輸入、販売、使用または所有 2. 偽造燃料マーカの作成、輸入、販売、使用または所有 3. 他の人物または企業に上記の2つの行為のいずれかをさせる

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997年内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
		4. 輸送中、製造または調達された制御された前駆物質及び必須化学物質の希釈、混合、または濃縮された形態の販売、流通、供給または輸送を引き起こす 公然にせよ、非公然にせよ、量に関係なく、マーキングのない燃料、偽造添加剤もしくは化学物質を、人、家、効果、在庫に、もしくは法律の違反行為を暗示し、差し押さえ、または帰属させる目的で無実の個人のすぐ近くに直接的または間接的に意図的に挿入、配置、追加、または添付する者は、有罪判決を受けてPHP5m以上PHP10m以下の罰金を科され、また4年以上8年以下の懲役を科される。 燃料検査の実施を認可された者で、故意または重大な過失により誤った燃料検査結果を発行する者は、1年1日から2年6ヶ月の懲役刑が科せられる 職務を遂行するための専門家免許の取消しと、燃料検査施設の閉鎖の追加罰則が、裁判の場で課されることがある
	Sec. 269 政府の執行オフィサーによる違反	税法Section 112に規定された期間内のVAT払い戻し申請の意図的な不履行をリストに追加

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

Tax particulars	National Internal Revenue Code of 1997	R. A. No. 10963
Earmarking of incremental revenues	Sec. 288 増分税収の処分	TRAINによる増分税収は施行から5年間、以下に充当される • インフラストラクチャ・プロジェクト（例えば、大量輸送や新道路網、軍事インフラ、公立学校のスポーツ施設、飲料水供給など）には70% • 30%以上 - サトウキビ産業を支援するプログラム - 社会的緩和策と教育、保健、社会保障、その他の住宅への投資 - 社会福祉、及び福利厚生プログラム • たばこ税の増収分は共和国法第7171号Sec. 3、共和国法第8240号Sec. 8に利用される[大統領による拒否権行使]
Repealing Clauses		特定の法律の規定が廃止

当該和訳は英文を翻訳したものであり、情報の完全性・正確性を保証するものではありません。和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、税法の原文（共和国法第10963号、1997年内国歳入法）を参照していただくようお願い致します。

PwC フィリピン お問い合わせ先

マニラ本店

住所： 29th Floor Philamlife Tower
8767 Paseo de Roxas 1226, Makati City
電話： +63 (2) 845 2728
FAX： +63 (2) 845 2806
E-mail： markets@ph.pwc.com

セブ支店

住所： Unit 1102, 11th Floor, Chinabank Corporate Center, Samar Loop corner
Road 5, Cebu Business Park, Mabolo, Cebu City
電話： +63 (32) 233 5020

イロイロ支店

住所： Units 2F-10 & 2F-11, The Galleria,
Jalandoni Street, Jaro, Iloilo City
電話： +63 (33) 335 5550

ブルネイ支店

住所： 10th Floor, Units 14 and 15 PGGMB Building,
Jalan Kianggeh, Bandar Seri Begawan BS8111,
Brunei Darussalam
電話： +67 (3) 224 1951

ウェブサイト： www.pwc.com/ph

PwCフィリピン日系企業部

(Japanese Business Development)

1993年の創設から25年の歴史を持つ日系企業部 (Japanese Business Development) では、2名の日本人スタッフが常駐しており、PwCフィリピンの会計/監査・税務・アドバイザリー部門のプロフェッショナルと共にフィリピンでビジネスを行っている日系企業クライアントの多様なニーズに対応しています。

東城 健太郎(ディレクター)
+63 (2) 459 2065 (直通)
kentaro.tojo@ph.pwc.com

林田 俊哉(マネージャー)
+63 (2) 459 3186 (直通)
toshiya.hayashida@ph.pwc.com

※本ハンドブックに関するお問い合わせも上記まで

日系企業への主な提供サービス

Assurance (監査部)

- 法定監査(財務諸表監査)
- 内部統制監査
- 内部統制サポート(J-SOX対応含む)
- 会計コンサルティング(PFRS, IFRS, US GAAP)

Advisory (アドバイザリー部)

- トランザクション(M&A, デューデリジェンス等)
- パフォーマンス改善(リスク管理, コスト削減等)
- クライシスマネージメント(事業再生, リストラ等)
- 不正監査 (フォレンジック)

Worldtrade Management Services (関税部)

- 事後調査サポート
- 関税コンサルティング
- 関税コンプライアンスレビュー
- 輸出 輸入ライセンス取得のためのサポート

Tax & Corporate Service (税務部)

- 税務調査、移転価格調査交渉
- 移転価格税制(TP)文書作成
- 税務ルーリング取得
- 税務コンサルティング(法人・個人)
- 税務コンプライアンスレビュー
- 税務デューデリジェンス
- SECおよびPEZA関連業務支援
- 個人所得税申告
- 労働ビザ、事業許可書の取得 更新
- 法人設立支援、撤退業務支援

Client Accounting Services (経理代行部)

- 経理、給与計算代行
- 税務申告書作成、レビュー
- 財務諸表作成、レビュー
- 税務コンサルティング(法人 個人)

www.pwc.com/ph



Isla Lipana & Co.